

三小のしおり



令和8年 東久留米市立第三小学校

～目次～

1.	本校の教育概要…教育目標、校地及び校舎平面、生活時程	P 1-2
2.	入学までに身に付けさせていただきたいこと	P 3
3.	学用品について	P 3-4
4.	服装について	P 5
5.	給食について	P 6
6.	学校徴収金 教材費の集金及び手続きのお願い	P 7-8
7.	情報・情報機器の取り扱いについて	P 9-12
8.	地震発生・台風などの時の基本の対応について	P 13-16
9.	非常災害時の児童の引き取りの方法について	P 17
10.	「引き取り者カード」の記入について	P 18
11.	東久留米市 LINE 公式アカウントについて	P 19
12.	児童理解のための資料及び記入の仕方	P 20
13.	学校との連絡について	P 21
14.	保護者の方の入校、放課後來校について	P 22
15.	登下校について…色コースリボン	P 23
16.	いじめ防止等について	P 24-32
17.	学校保健について	P 33-34
18.	特別支援教育について	P 35-40
19.	教育相談について	P 41-42
20.	三小のせいかつときまり	P 43-44

1. 本校の教育概要

<教育目標>

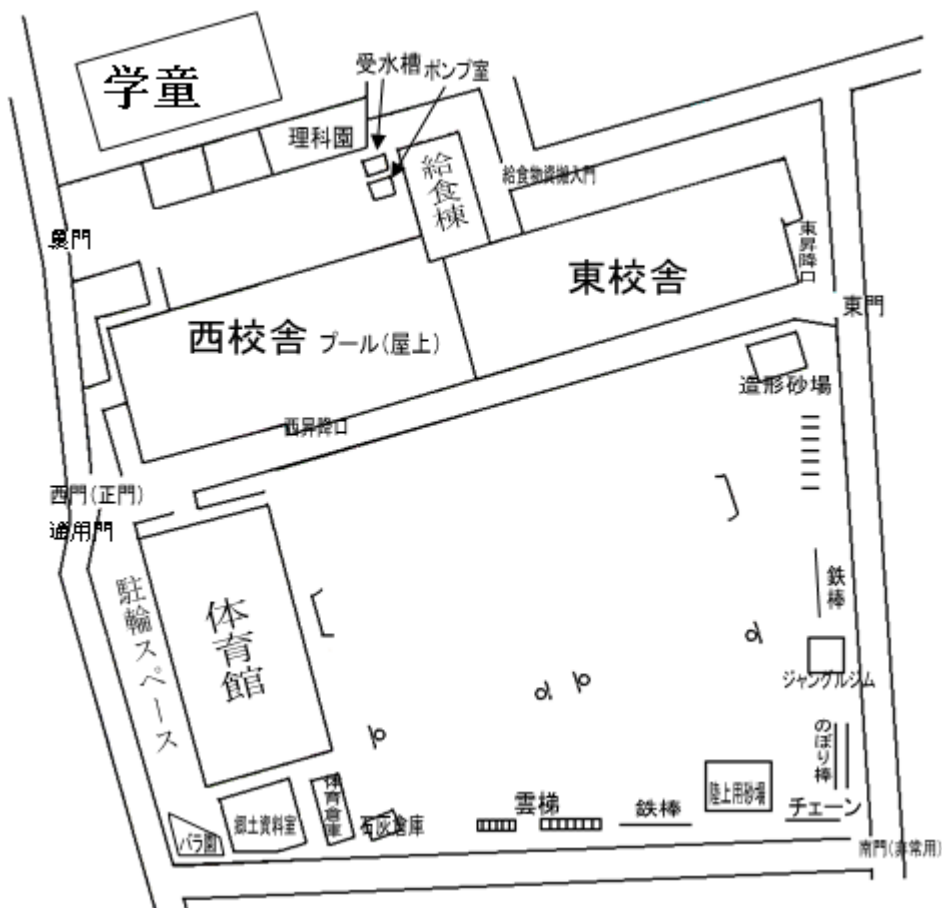
人権尊重の精神を基調に、時代の変化に主体的に対応し、未来を切り拓き次代を担う、心豊かでたくましい日本人の育成を目指し、次の目標の達成に努める。

- よく考える子 「基礎・基本を身に付け、自ら考え、創造力・表現力に富んだ子供」
- なかよくする子 「すすんで挨拶ができ、自らを律し、他人と協調し合う心豊かな子供」
- 元気のよい子 「基本的な生活習慣を身に付け、心身ともに健康で活力に満ちた子供」

<校地及び校舎平面>

所在地 東久留米市中央町1-16-1

電話 042-471-0104 (午前7時45分~午後5時)



※校門は、児童の登下校時間帯のみ開放されており、それ以外の時間帯は安全確保のため施錠されています。御来校の際は、西門（正門）または東門横の通用門からお入りください。遅刻の際に児童と保護者とで登校する際も同様です。

<生活時程>

通常時程							
令和8年度 東久留米市立第三小学校		生活時程					
児童登校		8:15	～			8:20	
学級指導		8:20	～			8:30	
1校時		8:35	～			9:20	
2校時		9:25	～			10:10	
中休み		10:10	～			10:30	
3校時		10:35	～			11:20	
4校時		11:25	～			12:10	
三小タイム・全校昼会・集会		12:15	～			12:30	
給食		12:30	～			13:10	
昼休み・清掃 (月・火・木) (水・金)		13:10	～			13:25	
5校時		13:30	～			14:15	
6校時		14:20	～			15:05	
下校指導		15:05	～			15:15	
最終下校		15:20					
委員会 クラブ のとき	下校指導	13:10	～			13:20	
	委員会	13:25	～			14:10	
	クラブ	13:25	～			14:25	

※委員会終了後14:25・クラブ終了後14:40最終下校（最終下校=昇降口から出る時刻）

※「三小タイム」は、各学年で学習の補充等の時間として活用します。

2. 入学までに身に付けさせていただきたいこと

小学校は、集団生活を行いながら、基礎・基本的な学習や行動の仕方を身に付けさせるところです。お子さんが、学級などの集団の中で楽しい学校生活が送れるように、次のことを御留意ください。

① 正しい生活習慣を身に付けさせてください。

〔起床・就寝時刻、洗面、歯みがき、手洗い、用便、つめ切り、あいさつ、
衣服の着替え、かかとをふまずに靴を履く・脱ぐ(入学後は立ったままで脱げるように声掛けします)〕

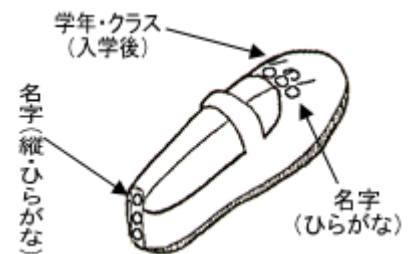
② 本校では、自分の名前や「はい」、「いいえ」の返事がはっきり言えるように指導しています。ご家庭でも同じように温かく見守り、励ましていただけますと、子供たちの自信や成長につながります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

③ 親子で通学路の確認をして、子供が覚えられるようにご協力ください。(下校コース図参照)

3. 学用品について

☆持ち物、着衣など、すべてにひらがなで記名してください。

- ・油性マジックではっきりと。(入学後、学級名も忘れずに。)
- ・鉛筆、クレパスの一本一本にも。
- ・体育着は、タグか服のすそに。



チェック	用意するもの	チェック	用意するもの
	ランドセル (背負えるもの)		筆箱 (箱型) ※
	通学帽 (学校指定)		鉛筆 (2B×4本)
	上ばき (白の運動靴・つま先のゴムの色は可)		赤鉛筆1本 青鉛筆1本 消しゴム (色やにおいのないもの)
	上ばき袋 (家庭で作ったもの可)		はさみ
	体育着 上着		色鉛筆 (12色)
	体育着 ズボン		セロハンテープ
	体育用紅白帽 (ゴムひも付き・つば付き)		油粘土・粘土板 (2年生まで)
	防災頭巾、防災頭巾カバー	手さげ袋 (計2枚)	授業で活用する用 荷物を持ち帰る用
	体育着袋 (27cm×35cm以上、ひもは短め。外側に見えるように記名する。)		下敷き (無地のもの)
	水筒		固形スティックのり (液状でないもの)

※筆記用具は全てシンプルなものを御準備ください。

※筆箱は箱型で蓋を開けたとき、どの鉛筆が尖っていてすぐ使えるか分かる物

※教科用図書は無償配布です。(紛失した場合、購入していただいています)

※低学年は、粘土・粘土板を使用しますので、今お使いの物がある場合には、捨てずにとっておいてください。無い方は、御準備ください。

＜学年ごとの学習用具＞

○進級したときに準備する学習用具

ご家庭にあるときは新しく購入する必要はありません。詳しくは当該学年の保護者会で知らせします。

- ・第1学年 鍵盤ハーモニカ（個人で購入もしくは希望者のみ学校で購入）
絵の具セット（個人で購入もしくは希望者のみ学校で購入）

※以下の学習用具は、学校で一括購入して、入学式の日に配付しますので、ご準備の必要はありません。一括購入分は、後日集金します。連絡帳、連絡袋、ノート（国語・算数）、自由帳、クレパス、道具箱

- ・第2学年 三角定規（学校で一括購入） リコーダー（個人で購入もしくは希望者のみ学校で購入）
15cmの直定規（ご家庭で購入）
- ・第3学年 書道セット（個人で購入もしくは希望者のみ学校で購入） コンパス（学校で一括購入）
算数用巾着袋（算数習熟度別指導の教室移動の際に、はさみ、のり、コンパス、三角定規などを入れます）（ご家庭で購入）
- ・第4学年 分度器（個人で購入） 彫刻刀（個人で購入もしくは希望者のみ学校で購入）
- ・第5学年 裁縫セット（個人で購入もしくは希望者のみ学校で購入）

○ノート

※進級時に学校で一括して購入します。2冊目からは各ご家庭で購入していただきます。

※3年生以上の児童は、ノートを使い終わった時のために、5mm方眼罫リーダー罫入ノート1冊を、家庭で用意しておいてください。

※ひらがな練習帳や漢字練習帳、ドリル用ノートなど、学校で一括購入する場合があります。

	国語	算数	理科・社会
一年	入学時配布 B5判 10マス (十字リーダー入り) 2冊目(10月頃から) 縦12マス、横8マス (十字リーダー入り)	入学時配布 6マス ※横型 (22mmマス10×6 十字リーダー入り) 2冊目(10月頃から) 縦17マス、横12マス ※縦型	/
二年	15マス 十字リーダー入り	17マス	/
三年	12行リーダー入	5mm方眼罫リーダー罫入 (10mm方眼5mmリーダー罫入)	5mm方眼罫リーダー罫入 (10mm方眼5mmリーダー罫入)
四年	12行リーダー入	5mm方眼罫リーダー罫入 (10mm方眼5mmリーダー罫入)	5mm方眼罫リーダー罫入 (10mm方眼5mmリーダー罫入)
五年	15行リーダー入	5mm方眼罫リーダー罫入 (10mm方眼5mmリーダー罫入)	5mm方眼罫リーダー罫入 (10mm方眼5mmリーダー罫入)
六年	15行リーダー入	5mm方眼罫リーダー罫入 (10mm方眼5mmリーダー罫入)	5mm方眼罫リーダー罫入 (10mm方眼5mmリーダー罫入)

4. 体育授業の服装について

① 通常の体育の授業時

- ・体育着は、上が白、下が紺のものを着用します。
- ・体育用紅白帽を着用します。（忘れてしまった場合は三小帽で代用することも可能です。）
- ・肌着を着用する場合は、体調面衛生面から、肌着の替えを持参させてください。
- ・体育着は長そで、長ズボン可となります。
- ・上からトレーナー等、長そでの上着を着用してもよいです。（フード・ひものないもの）
その代わりに、登校時に着用するものとは別に体育用上着として体育着と一緒に持参するようにしてください。
- ・チャックのあるものでもよいが、運動時は必ずチャックを上までしめます。
- ・スポーツ用タイツやレギンスを着用する場合は、足先が出て、くつ下がはけるものにします。
- ・どの場合も、運動に適したもので、必ず記名をすることをお願いします。

② 水泳指導について

用意する物

- (1) 水着 …紺系の物（女子はおへそがでないもの、スカート付きでないものがのぞましい。）
- (2) 水泳帽 …黄色のメッシュタイプ
- (3) タオル …ラップ式、または、タオルかけから落ちないように工夫した物
- (4) 袋 …水着、水泳帽、タオルが入るバッグ

※ 水着等の販売は学校ではしていませんので、ご家庭でご用意ください。

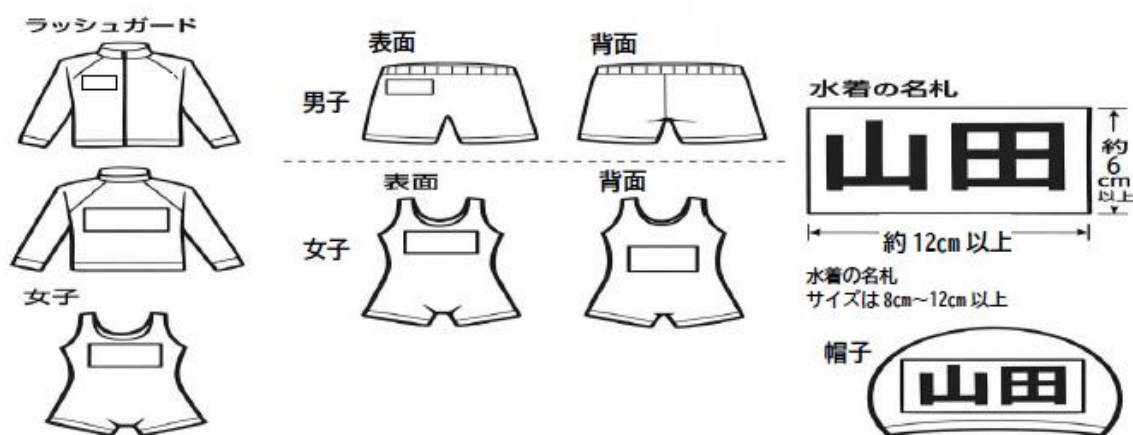
記名…名前を、白い布に太いマジックで大きく書き、縫い付けてください。

☆ 帽子・水着・ラッシュガード

…学年・組は書かず、名前だけははっきり見えるように書いてください。

☆ 下着やくつ下、ゴーグルにも必ず記名してください。

名札をつける位置



↑ラッシュガードについて

黒か紺で、華美ではなく、シンプルなものにしてください。
チャック付きのものも可、フード付きのものは不可とします。

5. 給食について

第三小学校では、配膳下膳を児童が行います。旬の物や地域でとれた食材を使った、工夫した献立が提供されます。基礎・基本的な食事の仕方を身に付けながら給食時間内に食べ終わるようにします。お子さんが、学級などの集団の中で楽しい学校給食を送れるように、次のことをご留意ください。

① 正しい食事習慣を身に付けさせてください。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1) 食事の前の正しい手洗いと、衛生に気を付ける | 2) 配膳後「いただきます」まで待つ |
| 3) はしやフォークスプーンを正しく使う | 4) 着席して姿勢を正しく食べる |
| 5) 口に入っているときに話さない | 6) 自分の食べきれる量がわかる |

② 初めて出会う食材に苦手意識をもち、見た目ですら判断しがちです。食わず嫌いが克服できることも多いので、ご家庭でも同じように温かく見守り、励ましていただけますと、児童の自信や成長につながります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

③ 本校では、アレルギー除去食のある児童は先に配膳する指導をしています。誤って食べることがないように、おかわりはしません。学年途中でもアレルギーを発症するケースも散見されるようになりました。発症した場合は速やかに相談いただけますようお願いいたします。毎月の献立表を見て、食べたことのない食品がありましたら、ご家庭でも食べてみると安心です。

④ マスクをランドセルに数枚入れておきます。給食当番になったら給食着・マスクを着用して配膳します。また使った給食着は週末に持ち帰ります。洗濯・アイロンがけをしていただき、週明けに持参します。ボタンが取れたり、ひもが切れたりしたら修理をお願いします。また、マスクを使ったら、補充をお願いします。

⑤ ランチクロスを毎日持たせてください。配膳時、机にランチクロスを広げます。毎日清潔な物を持たせてください。40 cm×60 cmの机に広げられるサイズの市販のハンカチ・バンダナなどでも代用できます。また、ランチクロスは、巾着かファスナー付きビニル袋に入れて持ってきます。油性マジックではっきりと自分の持ち物に記名してください。



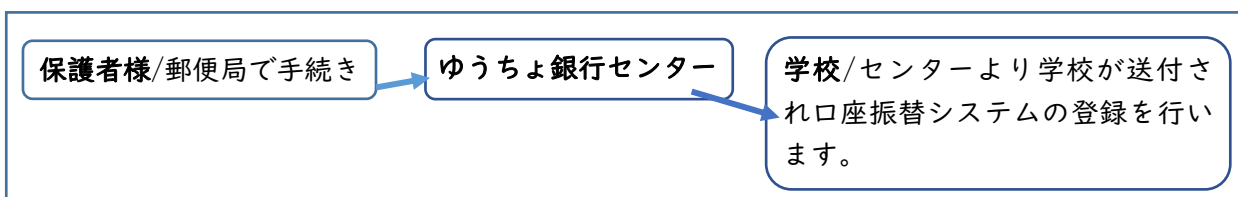
6. 学校徴収金 教材費の集金及び手続きのお願い

1 学校徴収金について

本校では、お子様の活動に必要な経費のうち、教材費や校外学習、宿泊学習の費用を学校徴収金として保護者の皆さまにご負担いただいております。口座振替(引落とし)により集金しますので、新1年生の保護者様や転入の保護者様には振替口座の登録をお願いいたします。

2 振替口座の登録について

- 児童一人につき、申込書1枚の手続きが必要です。
- 通帳は、郵便局(ゆうちょ銀行)のものをご用意ください。口座名義は、保護者様お子様の名義のどちらでも構いません。



3 手続きについて

記入例は次のページをご覧ください。

新1年生の保護者様は、本日、配布した「自動払込利用申込書」を記入、押印して、**最寄りの郵便局で、令和8年2月20日(金)までに手続きしてください。**

*転入生の方も振替口座の登録の為、最寄りの郵便局での手続きをお願いします。

《郵便局の通帳をお持ちの方》 ①~④を郵便局にご持参ください。

①自動払込利用申込書 ②通帳 ③登録印鑑

④口座名義の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※名義以外の代理の方が手続きに行かれる場合は、代理の方の本人確認できる物ものもご持参ください。

- 2枚目の「お客様控」に郵便局の受付印を押印されたものが返却されます。
- 入学式の受付で「自動払込利用申込書(お客様控え)」を提出してください。
- 入学式当日まで、お手元で保管してください。

《郵便局の通帳をお持ちでない方》 ①と②を郵便局にご持参いただき、「ゆうちょ銀行 総合口座通帳」の作成をしてください。

① 登録する印鑑(シャチハタなどのスタンプ印は不可)

② 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※詳しくは、郵便局でご確認ください。

通帳を作成いただきましたら、あとは、《郵便局の通帳をお持ちの方》と同じ手続きになります。

※手続きに関する事で、ご不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。

東久留米市立第三学校 副校長 又は
事務室 井桁 電話 042-471-0104

【用紙記入例】 新1年生用

①太枠内をご記入ください
(口座名義人の情報)

自動払込利用申込書 自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
 ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
 私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。
 私は自動払込み規定及びゆうちょ銀行所定の関係規定に同意の上、申し込みます。
 なお、本申込書は、私に代わって貴行から下記加入者にお届けください。

郵便番号 (203 - 0000)

おところ 東久留米市〇〇町1-2-3

フリガナ サンショウ タロウ

おなまえ 三小 太郎 様

日中ご連絡先電話番号 携帯 会社 自宅 042 - 471 - 〇〇〇〇

記号番号 1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 1

お届け印

▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

加入者名 東久留米市立第三小学校

口座番号 〇〇〇〇〇-〇-〇〇〇〇〇〇

払込金の種別

<input type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34
<input type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公庫償還金 26	<input type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 税金 35
<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 育英会返還金 27	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 30
<input type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input type="checkbox"/> 会費 33	

払込開始月 令和8年5月から(※) 払込日 毎月10日 (再払込日 一 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

※払込開始月のご指定がない場合は、空欄のままご提出ください。
 ▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

郵便番号 (-)

おところ

フリガナ

おなまえ 様

日中ご連絡先電話番号 携帯 会社 自宅 - -

備考 新1年 児童名 三小 花子

日附印
印鑑照合
受付

ゆうちょ銀行

③児童氏名をご記入してください。

7. 情報・情報機器の取り扱いについて

<教育活動写真の学校便り等への掲載について>

本校では、日々の教育活動の様子を保護者や地域の皆様に分かりやすくお伝えするために、学級便りや本校 HP 等で教育活動中の写真や児童の作品等を掲載する場合があります。

【使用したい情報の範囲】

- ・何の活動をしているのかが分かる遠景（個人が特定されないもの）
- ・作者の名前を伏せた作品
- ・学級便り・学校便り・保健便り・学校要覧・本校校内研究冊子・本校 HP で使用していきます。

使用にあたり不都合がある方は、予め学校までお申し出ください。

<情報機器の取り扱いについて>

情報機器はとても便利ですが、「顔が見えない」状態にあることで、普段であれば口にしないようなやりとりが繰り返し行われたり、売り言葉に買い言葉でお互いが傷ついたりすることが、児童同士でも学年を問わず起きます。相手の顔が見えないからこそ、より丁寧な取り扱いが必要です。

学校では、次のように指導していきます。各ご家庭におかれましても話し合う機会を設けていただくとともに、定期的に使用状況や内容の確認をお願いいたします。

○一人1台端末について（タブレット）

- ・学校で定められたルールを守って使用します。
- ・学習に関係のないサイトを見ません。
- ・お家に持ち帰っても同じルールで扱います。

○個人で所有している情報機器について（携帯電話・オンライン通信ゲーム等）

- ・目の前に相手がいると思って、やりとりをします。
- ・相手の許可なく写真や動画を撮りません。
- ・端末の貸し借りはしません。
- ・保護者の許可なく、連絡先を交換しません。
- ・学校名や学級名でのグループは作りません。

その他、家庭の事情や児童の様子に合わせてルールを決めて、しっかりと守らせるようにしてください。

<学習者用端末の利用に関する同意書について>

平素より東久留米市及び本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本市におきましては、令和7年9月から、順次一人1台端末（学習者用端末）を更新・貸与し、授業における学習、学級閉鎖及び長期欠席等に際しての家庭での健康観察や学習機会の保障等で活用してまいります。

つきましては、下記の取組にご理解・ご協力をいただくとともに別紙「学習者端末利用についての同意書」の内容にチェックしていただき確認後に氏名等を記入の上、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 目的

- ・各教科等における学習ツールとしての利用
- ・学級閉鎖等、長期欠席時における健康観察や課題への取組、オンライン授業等での利用

2 貸与する学習者用端末等について

- (1) 学習者用端末：Lenovo 500e Chromebook Gen 4 S
- (2) AC アダプター式（AC アダプタと接続ケーブル）

3 端末等に導入するソフトウェア・クラウドサービスについて

- (1) ミライシード
- (2) Google Workspace for Education
- (3) Canva
- (4) L-gate

ソフトウェア名称	ミライシード
利用目的	児童・生徒の学習状況を把握して学習指導を行うため
サービス概要	このツールを用いることで、成果物を提出したり、成果物をお互いに共有し、コメントすることや、ドリル学習することができます。
本ツールで扱う主な個人情報	・氏名及びクラス・出席番号の情報 ・児童が各自の端末で作成する成果物 ・学習の進捗状況及び成果

ソフトウェア名称	Google Workspace for education
利用目的	児童・生徒の学習指導を行うため
サービス概要	このツールを用いることで、オンライン上でコミュニケーションをとることや、データの保存・共有をすることができます。
本ツールで扱う主な個人情報	・アカウント情報(名前やメールアドレス含む) ・児童が各自の端末で作成する成果物 ・アクセスログ

ソフトウェア名称	L-Gate
利用目的	児童・生徒の様々なツールを使った学習状況を一元的に把握して学習指導を行うため
サービス概要	このツールを用いることで、学習で使う各種コンテンツにアクセスしやすくなったり、学習状況を一元管理できるようになります。
本ツールで扱う主な個人情報	・氏名、出席番号 ・児童・生徒の学習状況とそれに対する教員からのコメント ・アクセスログ

ソフトウェア名称	Canva
利用目的	児童・生徒の学習指導を行うため
サービス概要	このツールを用いることで、グラフィックデザイン等を行うことや、成果物をお互いに共有し、コメントしあったりできます。
本ツールで扱う主な個人情報	・氏名及びクラス・出席番号の情報 ・児童が各自の端末で作成する成果物及びコメント

4 通信方法

原則、学校では校内ネットワーク、家庭では家庭のネットワークを利用

(ご相談があれば学校へご連絡ください)

5 貸与期間

学校を卒業するまでの期間

※同意書は、入学時、転入時または端末の入替時に提出していただきます。

6 使用時の注意事項（厳守）

- (1) タブレット端末の設定変更や改造・改変等を行わないこと。
- (2) 学習活動に係る閲覧や作業以外には利用はしないこと。
- (3) インターネットで、不適切なサイトの閲覧・投稿は行わないこと。
- (4) タブレット端末が故障や破損、紛失、盗難があった場合は、学校へ速やかに連絡をすること。

タブレット端末に関する問合せ先：東久留米市教育委員会教育総務課

電話 042-470-7775

タブレット端末の指導に関する問合せ先：東久留米市教育委員会指導室

電話 042-470-7781

＜学習者端末利用についての同意書（学校提出用）＞

1 学習者使用端末の基本的な利用について

学習者端末は大切な学習用具ですので、以下の事項の確認をお願いします。

学習者端末を大切に扱います。(端末は、貸出品であり卒業まで使用し、その後新1年生に引き継ぎます)

学校と家庭いずれにおいても学習活動にかかわる閲覧や作業以外での使用はしません。

2 使用時間について

長時間の使用に伴う健康面（特に視力）への影響を鑑み以下の事項の確認をお願いします。

長時間連続の使用はせず目を休めながら使用します。

使用時間の管理は児童の判断だけでなく、家庭では保護者が管理及び声かけを行います。(学校では担任が管理及び声かけを行います。)

3 安全性（セキュリティ）やネットワーク上でのルール・マナーについて

端末はインターネットを介して世界とつながっています。安全に使用するために以下の事項の確認をお願いします。

アカウントやパスワードは児童本人が管理することを理解しています。

(個人の利用のためのみに使用し、他人には教えないように全ての児童に指導をしています。)

学校と家庭いずれの使用においても、インターネットでの不適切なサイトの閲覧や投稿(悪口、書き込み、発信、画像等)が禁止されていることを理解しています。(学校でも全ての児童に指導を行っています。家庭でも声かけ及び管理をお願いします。)

学習者端末の web 検索履歴などは、教育委員会が確認できる事を理解しています。

オンライン及びオンデマンド形式での授業映像等の配信を、撮影・複写・録音等することが禁止されていることを理解しています。(それらをインターネット上に投稿することも禁止されています。)

オンライン及びオンデマンド形式での授業映像等の配信に関わるアカウントやパスワードを学校の承諾なく、他人に教えることが禁止されていることを理解しています。

(学校では、対象の学年及び学級の家庭に限定してお伝えしています。)

法令遵守することを理解しています。

4 その他

アカウントの作成や更新の際に必要な個人情報（児童氏名、学校名、学年、組番号）を、東久留米市教育委員会が管理することを承諾します。

アカウントは児童本人が管理をしますが、学校でもアカウント情報を保管することを承諾します。

児童生徒の氏名等を用いて、学習活動に必要な教材やアプリを利用するためのアカウント（ログインするための ID、パスワード）をインターネット上のクラウドサービスに作成することを承諾します。

児童生徒の学習成果の一部を、クラウドサービス上に保存することを承諾します。

端末を家庭に持ち帰った際の通信環境整備や充電にかかる費用については、家庭で負担することを承諾します。

故障や破損、紛失、盗難があった場合は速やかに学校へ報告します。

端末を故意に設定変更や改造、破損・改変した場合や、復旧不可能となった場合は、現状復帰のための全額を保証します。(保証が必要かどうかは、状況確認を行った上で学校及び教育委員会が判断をします。)

故意の紛失（転売等）を行った場合には、端末費用の全額を保証します。

(保証が必要かどうかは、状況確認を行った上で学校及び教育委員会が判断をします。)

○業者委託に関わるプライバシーポリシーについて

アカウントの作成や更新の際に必要な個人情報を、委託事業者に提供しますが、委託事業者のプライバシーポリシーについては、東久留米市教育委員会が精査し、問題がないことを確認しています。

本人：学習用端末を学校・家庭のいずれにおいても、上記の条件及び別紙の端末利用に関するお知らせにある約束を守って使用します。

保護者：上記及び別紙の端末利用に関するお知らせの内容を確認し、条件のとおりの使用ができるように保護者としての管理・監督をします。

令和 年 月 日

所属校	東久留米市立第三小学校
年・組	年 組
お子様氏名	
保護者氏名	

<東久留米市立第三小学校【家でタブレットを使う時のルール】>

タブレットを家に持ち帰って使うことについて、「家でタブレットを使う時のルール」を必ず守りましょう。

1. タブレットは、学習をするために使います。
2. タブレットは、あなた個人のものではなく、東久留米市から貸し出されているものです。こわしたり、なくしたりしないように、家でも大切に使います。
3. タブレットがこわれてしまった、なくしてしまったなど、困ったことがあったら、すぐに家の人や先生に伝えます。
4. タブレットは先生からの指示のあったときだけ使い、保護者の管理のもと使います。
 - ① タブレットは決まった場所で保管し、先生と約束したときだけ出して使います。(長時間、使用しない。)
 - ② 活動が終わったら決められた場所に保管し、子供だけでは自由に使いません。
 - ③ タブレットに入っているアプリは、自由に触ると設定が変わってしまうことがあるので、先生から指示されたアプリだけを使います。
5. アカウント名やパスワードは、ほかの人には教えません。
6. 学習に関係のないインターネットを見たりSNSに書き込みをしたりすることは絶対にしません。あなたがタブレットで見たページは、全て教育委員会に記録が残ります。特に、インターネットになぐと、コンピューターウイルスに感染してしまう危険性が高いので、子供だけでは絶対に見たり、書き込んだりしません。

◇ 上記の約束をもとに、おうちの人と家でのルールを確認して使いましょう。

わが家のやくそく

8. 地震発生・台風などの時の基本の対応について

大地震や風水害等の緊急時の児童下校に関するお知らせ

	災害等緊急事態の内容	学校（・），保護者（○）の対応
大地震	①地震警戒宣言が発令された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は保護者・引き取り名簿の掲載者（以下保護者）が引き取りに来るまで学校で待機する。 ・学校からLINE配信を行う。 ○報道等で地震警戒宣言を確認する。 ○学校からのLINE等の連絡がなくても保護者（引き取り名簿の掲載者）はできるだけ速やかに学校に児童を引き取りに来る。
	②東久留米市の震度が5弱以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は保護者が引き取りに来るまで学校で待機する。 ・学校は可能な範囲で、LINE配信で対応を知らせる。 ○報道等で震度を確認する。 ○震度5弱以上の場合、学校からのLINE等の連絡がなくても保護者（引き取り名簿の掲載者）はできるだけ速やかに学校に児童を引き取りに来る。
	③東久留米市の震度が4の場合で余震が続くなど通学路での危険が考えられる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4で安全が確認できない場合、学校で待機する。 ・安全が確認できず下校時刻となった、またはなりそうな場合は、LINE配信によって対応を知らせ②に準じ引き取りをする。 ・学校は、引き取りに来るまで児童を看護する。 ○報道等で震度を確認する。 ○LINE配信があった場合、学校の対応を確認する。 ○保護者はできるだけ速やかに学校に児童を引き取りに来る
	④東久留米市の震度が4以下の場合で、余震もひどくなく安全が確認できた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認できた場合は引き取りを行わず、通常の下校時刻で学年・学級ごとに学年色別下校する。 （地震により停電、大火災、交通事故等下校に大きな危険がある場合は下記⑤の項目参照） ・学校からLINE配信する。 ○報道等で震度を確認する。 ○LINE配信があった場合、学校の対応を確認する。 ○可能であれば玄関前または、大通りまで出迎える。
停電 大火災 交通事故 等	⑤東久留米市内で大規模停電、大規模火事、交通事故等が起き、下校に危険があると学校が判断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からのLINE配信の上、安全が確保されるまで学校で待機する。 ・下校が可能と判断した場合、通常の下校時刻以降に、危険がある場所までの教職員の引率、または教職員の当該地域の見回りのもとで学年色別下校する。 ○メール配信があった場合、学校の対応を確認する。 ○可能であれば玄関前または、大通りまで出迎える。
凶悪犯罪の犯人の逃走	⑥東久留米市で凶悪犯罪者が逃走しており下校に危険があると学校が判断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・下校時刻を過ぎた場合は、学校からのLINE配信の上、学校で待機する。 ・犯人が逮捕されず安全と判断できない場合は、引き取り依頼のLINEを学校が送信する。 ○学校からのメール等があった場合、保護者はできるだけ速やかに学校に児童を引き取りに来る。 <ul style="list-style-type: none"> ・犯人が逮捕された場合や警察から安全の確認がとれ学校が安全と判断した場合は、LINE連絡の上、学年色別下校をする。 ○可能であれば玄関前または、大通りまで出迎える。
不審者の出没	⑦不審者が報告された、頻繁に出没している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学校からのLINE配信の上、学年色別下校する。 ・不審者の報告・出没地点を教職員が巡回する。 ○LINE配信があった場合、学校の対応を確認する。 ○可能であれば玄関前または、大通りまで出迎える。

風水害等	⑧当日午前6時の時点で気象庁より東久留米市に次の「特別警報」「警報」が発令されている場合 ・大雨特別警報 ・大雪特別警報 ・暴風特別警報 ・暴風雪特別警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報	・学校からのLINE等の連絡がなくても臨時休業日とする。 ・可能な場合、前日までに手紙・LINE配信等で対応を知らせる。 ○報道等で気象情報を確認する。 ○家庭で安全確保をする。 ※その後の対応が必要な場合は、LINE配信いたします。御確認ください。 ※午前9時の時点で解除されれば、3校時から授業とする(10時25分登校)場合があります。 ※午前11時の時点で解除されれば、午後1時登校とする場合があります。(昼食は各自家庭で済ませる可能性がある)
	⑨当日午前6時時点で上記特別警報等が発令されていないが、風水害の危険が心配される場合	・前日に手紙・LINE配信等で、当日にLINEで対応を知らせる。 ○報道等で気象情報を確認する。 ○前日・当日の学校からの対応を確認する。 ○登校する場合は、可能な範囲で学校までつきそう。 ○欠席、遅刻の場合は、欠席連絡LINEで学校へ知らせる。
	⑩登校後、暴風雪・雷雨等のため安全な下校が不可能と判断された場合	・安全な下校が確認できるまで、学校で待機をする。 ・学校からLINE等で対応を知らせる。 ・特別警報等⑧の場合は、引き取り依頼のLINEを学校が送信する ・暴風雪・雷雨等の危険が去り、⑤停電・大火災・交通事故等がなく安全が確保されたと判断された場合、LINE配信の上、学年色別下校する。 ○学校からのお便りやLINE等を確認する。 ○学校からの引き取り依頼のLINEがあった場合、保護者はできるだけ速やかに学校に見童を引き取りに来る。 ○可能であれば玄関前または、大通りまで出迎える。
熱中症	⑪前日午後2時に、翌日都内11カ所全ての観測地点で暑さ指数(WBGT)最高値が35以上になると予想され、環境省により熱中症特別警戒アラートが発表された場合	・学校からのLINE等の連絡がなくても発令された日の翌日を臨時休業日とする。 ・手紙・LINE配信が可能な場合、発令された日に学校の対応を知らせる。 ○報道等で気象情報を確認する。 ○学校からの手紙やLINE等を確認する。 ○家庭で安全確保をする。
	⑫下校時刻に東久留米市の暑さ指数(WBGT)が35以上の場合	・学校からのLINE配信の上、学校で待機することもある。 ・暑さ指数が、35未満になったらLINE配信の上、通常の下校をする。 ○報道等で気象情報を確認する。 ○学校からのLINE等を確認する。 ○可能であれば玄関前または、大通りまで出迎える。
校外学習中の地震	⑬遠足・移動教室等校外で学習しているとき地震が起きた場合	・必要に応じて活動場所での避難所への移動及び現地の自治体・警察等の指示に従って行動する。 ・現地及び東久留米市の状況等に応じてLINE配信を通じて学校の対応を知らせる。 ○報道等で震度や災害状況を確認する。 ○LINE配信で学校の対応を確認する。

※校舎の状況や天候等によって、校庭・各教室・体育館などの中で安全な場所に避難します。引き取りの場合引き取り場所は、LINE配信や玄関・正門への掲示等を行います。
 ※引き取りの場合、ご家族同士で連絡が取れない場合は、複数の方が引き取りに来てください。最初に来た方に引き渡します。後から来た方には、どなたに引き渡したかお知らせします。
 ※学年色別下校の場合、玄関前や大通り(みんなが通る主なルート)まで出迎えていただくと児童も安心し、多くの目で安全が確保されます。
 ※できるだけ学校からLINE等で各家庭に連絡をしますが、大地震発生や大規模停電などの場合LINEが送れない、送れても時間差がある場合もあります。
 ※下校後や休日にも地震等があります。ご家庭で緊急のときの心構えや対応を十分に話し合い児童にお知らせください。特にご家庭に見童だけの場合の対応(保護者等との連絡方法、家以外での避難・待ち合わせ場所、懐中電灯や水・食べ物のある場所等)をお願いします。
 ※帰宅時に鍵が開かずに入ることができない児童がでないよう原則として通常の下校時刻後に下校します。

東久留米市共通文書が出た場合は、それに準じます

<地震発生時の基本の対応>

震度についてはテレビやインターネット等による情報で判断いたします。

1 地震警戒宣言が発令された場合

- ・学校は保護者・引き取り名簿の掲載者（以下保護者）が引き取りに来るまで学校で待機する。
- ・学校からLINE配信を行う。
- 報道等で地震警戒宣言を確認する。
- 学校からのLINE等の連絡がなくても保護者（引き取り名簿の掲載者）はできるだけ速やかに学校に児童を引き取りに来る。

2 東久留米市の震度が5弱以上の場合

- ・学校は保護者が引き取りに来るまで学校で待機する。
- ・学校は可能な範囲で、LINE配信で対応を知らせる。
- 報道等で震度を確認する。
- 震度5弱以上の場合、学校からのLINE等の連絡がなくても保護者（引き取り名簿の掲載者）はできるだけ速やかに学校に児童を引き取りに来る。

3 東久留米市の震度が4の場合で余震が続くなど通学路での危険が考えられる場合

- ・震度4で安全が確認できない場合、学校で待機する。
- ・安全が確認できず下校時刻となった、またはなりそうな場合は、LINE配信によって対応を知らせ「2」に準じ引き取りをする。
- ・学校は、引き取りに来るまで児童を看護する。
- 報道等で震度を確認する。
- LINE配信があった場合、学校の対応を確認する。
- 保護者はできるだけ速やかに学校に児童を引き取りに来る
- ・安全が確認できた場合は引き取りを行わず、通常の下校時刻で学年・学級ごとに学年色別下校する。

・地震により停電、大火災、交通事故等下校に大きな危険がある場合は、安全が確保されるまで学校で待機し、下校可能と判断してから、LINE連絡の上、学年色別下校をする。

4 東久留米市の震度が4以下の場合で、余震もひどくなく安全が確認できた場合

- ・震度4以下で安全が確認できた場合、引き取りは行わず、下校時刻で通常の下校をする。（地震により停電、大火災、交通事故等下校に大きな危険がある場合は、13ページ⑤参照）
- 報道等で震度を確認する。

保護者の方が引き渡しによる早退を希望される場合も、通常の早退と同様に「引き取り者カード」の引取者に記載されている方がお迎えに来てください。

その場での引取者の変更や申し出には対応いたしません。また、引取者の訂正・追加がある場合は、必ず担任に事前に連絡をしてください。

5 登校中・放課後等、学校と家庭・地域にいる児童が混在する場合

(1) 学童の時間に移行しているとき

- ①児童がいる場合は、基本的に学童の職員が対応します。
- ②高学年が学校にいる時間等で、学校で対応する方がよい場合には、教職員が学童等の職員と協議の上、対応します。

(2) 登校中・下校中のとき

- ・保護者が帰宅困難者となる場合も含め、日頃から場所・状況のパターンを想定して、近くの安全な場所に避難するよう家庭でよく話し合っておいてください。

「東久留米市LINE公式アカウント」への掲載は、通信状況により配信、掲載できない場合があります。

<台風及び雷雨等の対応>

- 1 台風や豪雨、不審者の出現等により登校時刻及び方法を変更する場合について
 - (1) 「東久留米市 LINE 公式アカウント」でお知らせします。
 - (2) 学校からの LINE 等の連絡がなくても、気象庁より東久留米市に「大雨特別警報」「大雪特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合は臨時休業日とする。
 - (3) 電話等でのお問い合わせはご遠慮ください。
 - (4) お子様の安全を確保するため、天候の回復を待つなどの理由で登校が遅くなった場合は、「遅刻」の扱いにはしません。欠席の場合は欠席扱いとなります。登校については保護者が自主的に判断してください。
- 2 在校中に警報が発令された場合の対応
 - (1) 屋外の状況により校内で待機させるか、学年色別下校させるか判断します。
 - ① 暴風警報等が発令されている場合は校内待機を原則とします。
 - ・ 校内で待機させる場合は、「東久留米市 LINE 公式アカウント」でお知らせします。
 - ・ 安全が確認され、下校できる場合は下校時刻・方法等を「東久留米市 LINE 公式アカウント」でお知らせします。
 - ② 下校時の突然の雷雨等により、安全な下校ができないと判断した場合は、校内待機します。
 - ・ 校内で待機させる場合は、「東久留米市 LINE 公式アカウント」でお知らせします。
 - ・ 安全が確認された段階で下校します。その場合、保護者への個別の引き渡しは原則行いません。
 - ・ 教員は色別に分かれて児童の下校を見守ります。
 - (2) 学年色別下校の場合、玄関前や大通り（みんなが通る主なルート）まで出迎えていただけると児童も安心し、多くの目で安全が確認されます。
- 3 臨時休校に伴う留意事項
 - (1) テレビ、ラジオ、インターネット等による台風に関する情報に注意し、外出は避けてください。
 - (2) 家庭での学習が可能であれば、担任から示された課題を中心に学習を進めてください。
 - ・ 学校からのお知らせを「東久留米市 LINE 公式アカウント」に掲載しますので、ご覧ください。（低学年は、タブレットを持ち帰っていないため）
 - (3) 台風による被害等についての報告がある場合は、学校にご連絡ください。
 - (4) 翌日以降の登校について
 - ① 台風が通過し、暴風警報が解除された場合は通常通りの登校とします。
 - ② 警報が解除されていない場合や台風の被害により安全に登校ができない場合は引き続き休校や登校時間の変更がある場合もあります。その際は、「東久留米市 LINE 公式アカウント」にてお知らせします。
- 4 下校時刻を変更する場合について
 - (1) 急な豪雨や台風の接近などを想定しています。
 - (2) 通常の下校時刻に下校することが危険と判断した場合には行います。
 - (3) 下校時刻を遅らせる場合は、児童を学校に待機させ、安全を確認してから教職員の見守りにより下校します。
 - (4) 保護者の皆さまの自主的なお迎えをお願いします。
 - (5) 下校時刻が変更になる場合は「東久留米市 LINE 公式アカウント」にてお知らせします。
 - (6) 学童クラブへ通う児童は、学童で待機します。
- 5 「保護者による引き取り」を行う場合について
 - (1) 地震の発生や不審者等の出没などを想定しています。
 - (2) 児童一人一人が帰宅するまで、安全が確保できないと判断した場合には行います。
 - (3) 児童を学校に待機させ、保護者による引き取りを行います。保護者が来校されるまで、児童は学校で待機します。
 - (4) 「保護者による引き取り」を実施する場合は「東久留米市 LINE 公式アカウント」にてお知らせします。
 - (5) 学童クラブへ通う児童は、学童で引き取りを行う場合があります。

「東久留米市 LINE 公式アカウント」への掲載は、通信状況により配信、掲載できない場合があります。

9. 非常災害時の児童の引き取り方法について

地震の発生や不審者等の出没などのため、児童一人一人が帰宅するまで、安全が確保できないと判断した場合に「引取者による引き取り」を行います。学校は「引き取り者カード」に記載された引取者が来校されるまで、お子さんをお預かりします。

「引取者による引き取り」を実施する場合は「東久留米市公式 LINE アカウント」にてお知らせします。

1 引き取りの方法

- (1) 震度5弱以上もしくは、「東久留米市公式 LINE アカウント」にて、「引取者による引き取り」の実施が分かり次第、学校へ向かってください。
- (2) 入校の際には「学年色別保護者証」を提示してください。
- (3) 校舎へは、一階昇降口から各教室へお進みください。このとき、ご自身のお荷物をお持ちください。兄弟関係があるご家庭は、上の階のお子さんから引き取りをお願いします。
- (4) 各教室の前方出入口にて、学級担任に児童の名前、児童との関係と引き取り者名前をお伝えください。お子さんを引き取った後は、各学年の昇降口から一緒にお帰りください。兄弟姉妹が在籍するご家庭は、上の階のお子さんの引き取り後、上の階のお子さんと一緒に下の階のお子さんの引き取りに向かってください。



①入口（教室前方出入口）で

○児童氏名 ○児童との関係 ○引き取り者名前 を伝える。

① 出口（教室後方出入口）でお子さまを引き取り、昇降口に向かう。

2 引き取りの際の本人確認について

引き取りに来られる際には、「学年色別保護者証」をお持ちください。入校されるときに確認させていただきます。「引き取り者カード」の引取者欄に記載されている方がお迎えに来てください。引取者欄に記名のない方へ、児童の引き渡しは行いません。その場での引取者の変更や申し出には対応いたしません。また、引取者の訂正・追加がある場合は、必ず担任に連絡をしてください。

10. 「引き取り者カード」の記入について

1 記入の方法

- (1) 「記入の方法」をよくお読みいただき、記入例を参考にしながら作成してください。
- (2) 「引取者」は、実際に災害が起こり、交通機関が止まってしまった状況を想定して、実際に引き取り可能な方をご記入ください。
- (3) 「引取者」は、お子さんと面識のある方に依頼してください。
- (4) 引取者は、早く確実に引き渡せる方から順に記入してください。
- (5) 引取者は、保護者も含まれます。学校としては、保護者、または親族の方を想定しております。
- (6) それぞれのご家庭で、すぐに対応できるように控えを取っておいてください。また、お子さんには、誰が引取者なのかを必ず伝えておいてください。
- (7) カードに記入されていない引取者には、お子さんを引き渡しできません。
- (8) 「引き取り者カード」は6年間使用します。新1年生は新入生保護者会にて引き渡しカードを配布します。入学式当日に受付にてご提出ください。
- (9) 引取者の変更の際は、担任までお申し出ください。

○「引き取り者カード」の引取者欄に記載されている方がお迎えに来てください。

○引取者欄に記名のない方へ、児童の引き渡しは行いません。その場での引取者の変更や申し出には対応いたしません。

○引取者の訂正・追加がある場合は、必ず担任に事前に連絡をしてください。

2 【引き取り者カード】の記入例

引き取り者カード							
学校用	1年 1組 5番	2年 2組 6番	3年 3組 5番	4年 1組 6番	5年 2組 5番	6年 3組 6番	児童名
							三小 太郎

	引き取り者名前	児童との関係	連絡先（携帯電話など）
第一引き取り人	三小 一郎	父	000-0000-0000（携帯）
第二引き取り人	三小 花子	母	111-1111-1111（携帯） 03-1111-2222（勤務先）
第三引き取り人	三小 二郎	祖父	042-222-3333（自宅） 222-2222-2222（携帯）
第四引き取り人	三小 京子	祖母	333-3333-3333（携帯） 04-4444-4444（自宅）
第五引き取り人	一小 太郎	叔父	555-5555-5555（携帯） 03-6666-6666（自宅）
第六引き取り人			

◎ここに記入がない方の引き取りはできません。

◎ご家庭でも引き取り者について記録を取っておいてください。

11. 東久留米市 LINE 公式アカウントについて

第三小学校では、急な天候の変化や予定の変更を、すみやかに保護者の皆さまにお知らせするため、東久留米市 LINE 公式アカウントを導入しています。

緊急時の連絡や行事の実施、感染症のお知らせ等の連絡を、「東久留米市 LINE 公式アカウント」でお知らせします。

「東久留米市 LINE 公式アカウント」の登録をお知らせする手紙を配布しますので、各ご家庭にて登録手続きをお願いします。

特に、学校から新入生の保護者の皆さまへのお知らせは、「東久留米市 LINE 公式アカウント」にて行いますので、早めの登録をお願いします。

第三小学校から転出される際には、保護者の皆さままで配信停止の操作をしてください。

卒業生につきましては、卒業時に一括して配信停止の手続きをいたします。

「東久留米市LINE公式アカウント」への掲載は、通信状況により配信、掲載できない場合があります。

東久留米市立小・中学校の保護者の皆様

東久留米市教育委員会

市LINE公式アカウント

新年度における生徒登録のお願い

市立小・中学校では、令和6年9月より「東久留米市LINE公式アカウント」を活用した「欠席連絡」及び「保護者への連絡」を実施しています。

保護者の皆様には、次の通り、登録作業をお願いします。

欠席連絡に使用しますので、**一両日中(4/7まで)**をお願いします。

なお、市公式LINEアカウントは、セキュリティ対策を講じており、安全にご利用いただけます。

記

○事前準備【東久留米市LINE公式アカウントの友だち追加】

- 1、LINE アカウントのインストール（既にインストール済みの方は不要です。）
- 2、友だち追加

方法1：二次元コードから追加

方法2：友だち検索「@higashikurume」にて追加



1. 児童・生徒の登録作業

詳細は学校ホームページのマニュアルをご覧ください。

以下は簡易手順です。

【生徒の登録作業】（画面上は「生徒」と表記されます。）

市LINE公式アカウントのメニュー画面より、

「学校」→「学校に関するメニュー」

→「生徒の登録」から登録作業を行います。



※本日本配布のクラス名簿を確認の上、兄弟姉妹もお一人ずつ登録ください。

※**生徒登録時に必要となる第三小学校のパスコードは、「●●●●●」**です。（パスコードは毎年変更されます） ⇒**学校にお問い合わせください**

2. その他

・登録情報は、年度末をもって削除されます。進級時に再登録が必要です。

・欠席連絡は、市公式LINEで受け付けます。（他のアプリでは受け付けられません。）

12. 児童理解のための資料及び記入について

児童理解のための資料				1年	2年	3年	4年	5年	6年
				組	組	組	組	組	組
				番	番	番	番	番	番
フリガナ									年
児童氏名		保護者との続柄		生年月日					月 日
フリガナ									
保護者氏名		児童との続柄		自宅電話番号					
現住所									
入学前の経歴 (新1年のみ)	年 月 ~ 年 月			年 月 ~ 年 月					
	園名			園名					
家族 (同居者も)	氏名		児童との関係	本校在学者の学年・組					
緊急連絡先		児童との関係	携帯電話番号	勤務先名・電話番号					
	第一連絡先			-----					
	第二連絡先			-----					
	第三連絡先			-----					

《注》 1 この資料は児童の指導のみに使用し、他には決して公開しません。

2 児童の氏名、生年月日は戸籍の通りに記入してください。

3 数字は1、2、3…のように記入してください。

4 家族・同居者の欄は、再度保護者・児童についても記入してください。

5 新2年生以上は、年度初めに加筆修正が必要な方のみ修正または新たに作成していただきます。年度内に、住所や連絡先等が変わった場合も、速やかに担任に伝え、修正または新たに作成してください。

6 生年月日・入学前の経歴は、西暦で記入してください。

13. 学校との連絡について

○学校への連絡・相談等について

- ・お子さんのことで、連絡・相談等がありましたら、遠慮なくご連絡下さい。
- ・電話がつながる時間帯は、7：45～17：00です。

○学校からの連絡・連携について

- ・学校から着信があった場合は、なるべく早く折り返しの連絡を下さい。
- ・一斉の連絡については、東久留米市 LINE 公式アカウントの配信により行います。(ペーパーレスを推進の為)

<朝の登校確認について>

三小では、8：20 までに登校することになっています。

登校予定の児童が登校していない場合は、最悪の事態も想定しなければなりません。

・欠席や遅刻の場合は、当日の朝8：00 までに「東久留米市 LINE 公式アカウント」にて連絡をしてください。

- ・8：00 を過ぎた場合は、学校まで電話で連絡をしてください。

●連絡がなく登校していない場合は、安全を第一に考えて次の通り対応します。

①副校長から児童の緊急連絡先に連絡します。

→学校からの着信には折り返し連絡をください。

②連絡が付かない場合、教職員が児童の通学路をたどって自宅を訪問します。

③自宅でも児童の所在が確認できない場合、関係機関（警察等）に連絡をします。

※個別の事情等は、担任を通じて学校までご相談ください。

<児童同士のトラブル等への対応について>

児童同士のトラブルは、関わり合う中で頻繁に起きます。しっかりと向き合い、前向きに解決することで、お互いの成長につなげられるように心掛けていきます。三小ではトラブルの内容に応じて次のように職員に周知し取り組んでいます。

○学校で起きたことは、その日のうちに学校で対応する。

○お互いの考えを尊重し、双方の児童から話を聞く。

○トラブルの内容や頻度に応じて、保護者と連絡を取る。

次の場合は、双方の保護者に連絡を取ることにしています。

●いじめの疑いがある場合 ●暴力等による傷害があった場合 ●所有物の損壊があった場合

保護者同士の連絡は、双方合意の下で調整をします。お互いに連絡を取り合い、児童の成長につなげてほしいです。

<内容に応じた関係機関との連携について>

学校には子供たちのために様々な情報が寄せられることがあります。学校は、内容に応じて関係機関（子供家庭センター・児童相談所・警察等）と連携して対応します。特に、虐待や犯罪等が疑われる内容については、子供の安全を第一に考えた緊急の対応となる場合があります。趣旨を理解いただきご協力をお願いいたします。

<成績通知（あゆみ）について>

- ・ 1 学期あゆみ 内容：各教科の観点別評価、生活の様子の評価
- ・ 2 学期あゆみ 内容：各教科の観点別評価、生活の様子の評価
- ・ 3 学期あゆみ 内容：各教科の観点別評価、生活の様子の評価、文章による評価（年間）

【文章による評価（年間）について】

- ・ 所見：（全学年）学校生活全般における児童の姿や成長等について
- ・ 特別の教科道徳：（全学年）道徳授業での学びの姿や道徳的成長等について
- ・ 総合的な学習の時間：（3年生以上）総合的な学習の時間での学びの姿や成長等について
- ・ 外国語活動：（3、4年生）：外国語活動授業での学びの姿や成長等について

文章による評価（所見）は、年間を通じた様子について3学期のあゆみにてお伝えします。成績通知（あゆみ）にてお伝えする評価は、学校の教育活動の中で見取ることができたお子さんの様子を基にしています。各ご家庭におかれましては、今後の学び等に生かすひとつの視点としてご活用ください。

（「あゆみ」は、個人情報受け渡し用封筒に入れてお渡しします。封筒のみ返却してください。）

14. 保護者の方の入校、放課後來校について

○入校するときは、「学年色別保護者証（入学年度あり）」の着用をお願いします。

○放課後來校するときは、中央玄関から入り、事務室前野受付に名前を記入してください。また、受付にて、施設管理員の方に承認を受けてから校内に入ってください。

※巡回時間によっては、受付にてお待ちいただく場合があります。

○「学年色別保護者証（入学年度あり）」について

保護者の皆様

東久留米市立第三小学校

安全・安心な学校づくりのために

～「学年色別保護者証（入学年度あり）」を導入します～

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

第三小学校では、学校の安全・安心のために、名前入りの保護者証を児童数で配布しています。

来校時の保護者証の着用にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、配布済みの保護者証の課題（名前面が裏返る・卒業後も使えてしまう・行事の際に学年が分かる印が別途必要）等を受け、【学年色別保護者証（入学年度あり）】を導入してます。運用にあたっては、保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、よろしくお願ひいたします。

配布後の流れ

- ① 学校が、保護者証（入学年度・名前・両面）を児童数で配布する。
- ② 各家庭において、関係者（来校予定の親戚等）に渡す。
- ③ ストラップ等は、各家庭で用意する。（指定なし。赤が望ましい。）
（今までのストラップ等も活用ください。）

※これまでの保護者証（入学年度なし）は、各ご家庭で破棄してください。

今後は、【学年色別保護者証（入学年度あり）】のみを有効な保護者証とします。

活用方法

○来校時は保護者証を必ず持参する。行事の際に学年確認として必要です。

○敷地内においては、必ず着用する。

○保護者証のない方は（忘れた方も）、別途受付にてセキュリティチェック（児童との関係の確認等）を行う。

※【学年色別保護者証】をお忘れの場合、セキュリティチェックのために時間がかかったり、発表学年優先場所にご案内できないことがあったりすることを、予めご了承ください。

その他

- ・在籍児童が複数学年にいらっしゃるご家庭は、表裏にしたり入れ替えたりするなどして下さい。
- ・紛失した場合は必ず学校まで申し出てください。不足する場合は、学校にご連絡ください。
- ・関係者（親戚等）については、各家庭の判断で責任をもってお渡してください。
- ・卒業（転校）した場合は、各ご家庭で破棄してください。
- ・保護者証の着用について、保護者同士でも声を掛け合っただけると幸いです。

ご不明な点は、学校までお問合せください。

R 8年入学—藤色
R 7年入学—赤色
R 6年入学—緑色
R 5年入学—黄色
R 4年入学—桃色
R 3年入学—水色
R 2年入学—橙色

15. 登下校について

1 登校

- (1) 決まった通学路を通して交通ルールを守って安全に登校します。
- (2) 登校時刻… 8：15～8：20の間に教室に入り、学習の準備をします。
8：20からの学級指導に間に合わない際は、遅刻になります。
- (3) 1年生のうちは朝の準備に時間がかかるため、8：10に教室に入れるように登校させてください。
- (4) 欠席・遅刻の連絡は、朝8：00までに「東久留米市 LINE 公式アカウント」で、連絡するようお願いしています。欠席等の理由は、備考欄にご入力ください。
※8：00を過ぎた場合は、学校までお電話にてご連絡ください。

2 下校

- (1) 決まった通学路を通して交通ルールを守って安全に下校します。
- (2) 下校時刻…授業終了後15分を目安にしています。
※1年生は4月中旬から給食が始まる予定です。学校だよりでご確認ください。
下校後は、忘れ物があっても学校に取りに来ることはできません。

3 遅れて登校するとき・早退するとき

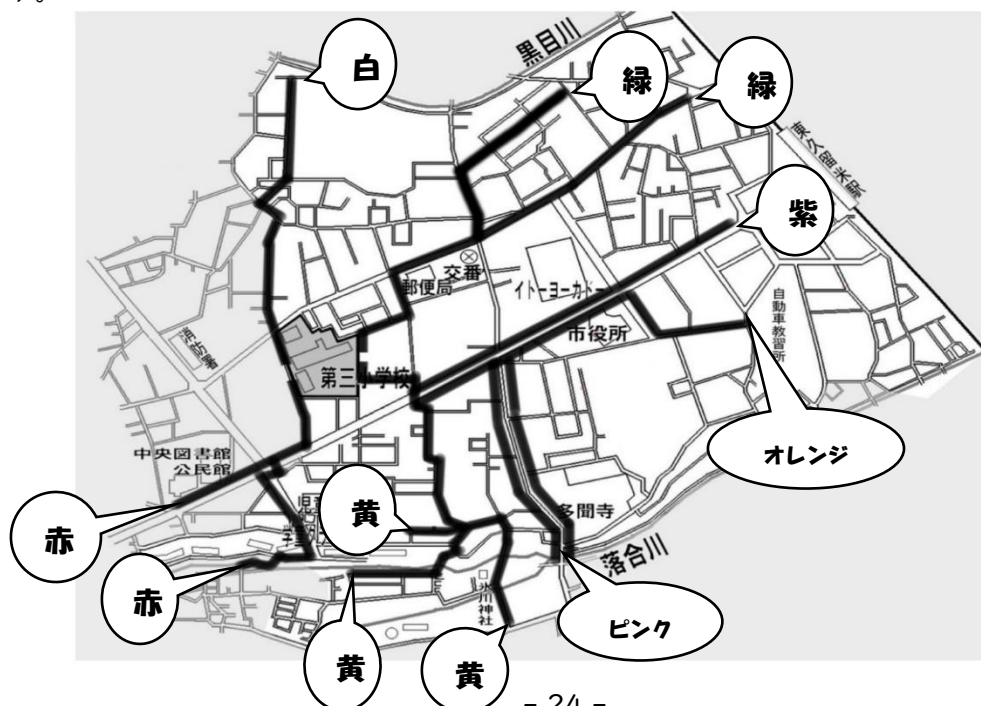
- (1) 遅れて登校するとき
 - ・必ず保護者の方がお子さんを教室までお連れください。
 - ・その際、保護者は、必ず担任または教員にお子さんを引き渡すようにしてください。
- (2) お子さんが早退するとき
 - ・保護者は、必ず教室まで迎えをお願いします。

4 忘れ物を届けるとき

- (1) 保護者は、事務室前の受付で声を掛け、来校名簿に名前を記入してください。
- (2) 入校するときは「学年色別保護者証（入学年度あり）」の着用をお願いします。

5 転居をされたとき

- ・東久留米市役所にて、転居の手続きをお願いします。また、学校にて、「転居届」の提出をお願いします。



16. いじめ防止等について

<児童間のかかわりに関する指導等について>

第三小学校では、児童のよりよい成長を願い、さまざまな教育活動を実施しています。

子供たちは様々な活動の中で互に関わり合い、学び合っています。児童同士のトラブルは、互いに学び合う中で頻繁に起きます。学校では、トラブルともしっかりと向き合い、前向きに解決することでお互いの成長につなげられるように心がけています。

いじめで子供たちの心身が傷つくことは、関係した全ての人にとって大変つらい出来事です。学校では、児童が安心して安全に生活できることを願い、児童間のトラブルの内容によって「いじめ対策推進法」に基づいて「いじめ」として認知し組織的に対応します。これは、相互の関係性等を丁寧に把握したり、それぞれの保護者とも連携して児童を支援及び指導したりすることで、トラブルを前向きに解決するためです。そして、より深刻ないじめにつながることを予防します。決して、一方的に加害者や被害者を決めつけるためのものではありません。

○いじめ対策推進法における「いじめ」の定義

第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人定関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「一般的にいじめと考えられている部分」よりも、広い範囲です。（裏面参照）】

東京都教育委員会では「いじめ総合対策【第3次】」及び【子供版】をHPで公開し、「いじめ」についての法や条例、取組等について保護者と共有するとともに、子供自身が学び、考えることを推進しています。第三小学校では、教職員を対象とした理解研修を繰り返し実施し、全教職員が共通した対応ができるようにしています。毎学期、児童に向けての授業を計画しています。学校の対応等につきまして何かお気づきの点がございましたら、遠慮なく学校までお知らせください。

各ご家庭におかれましても、引き続きお子様の様子をよく見ていただくとともに、何か気になることがあった場合には、学校までお知らせください。各ご家庭と連携して児童一人一人のより良い成長につなげていきたいと考えています。

学校では、①の行為から対応が必要な行為ととらえ、一人一人の児童の嫌な気持ちが継続することがないように、取り組んでいます。
また、嫌な気持ちをもつ言動や、やってはいけない言動についても、発達段階に応じた指導を繰り返し行っています。

たと
例えば…

① 好意で行った言動 ～親切のつもりが～

発言の苦手な子に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く言った。

② 意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに～

リレーでバトンを落とした子に、「何やってんだ！」と怒鳴った。

③ 衝動的に行った言動 ～つい、かっとなって…～

うっかりぶつかってきた子に、「何するんだよ。」と言い、にらんだ。

うっかりぶつかってきた子に対して、その場でなぐりかかった。

④ 故意に行った言動 ～あの子に腹が立つ～

体育の時間等で、「あなたのせいで負けたの分かってるの！」と問いつめた。

失敗するたびに、「きもい！」「足を引っ張るな！」などとはやし立てた。

持ち物をかくして、被害の子が困っている様子を笑って見ている。

試合で負けたおわびに、メンバー全員に、1,000円ずつはらうよう強要した。

お金を持って来ないことを理由に、なぐったり、けったりした。

法律でいじめと定められているものの範囲

一般的に、いじめと考えられている部分

被害の子供が嫌な思いをした言動は、全て「いじめ」に該当します。

いじめの被害の重大性によっては、犯罪行為として警察と連携して対応することもあります。

<いじめ防止基本方針>

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立第三小学校

1 いじめ防止対策推進法の制定と対応

法が制定、施行されたことを受け、教職員一人一人がより一層の高い問題意識を保ち、法の趣旨を踏まえた総合的な対策を講じていくことが不可欠となった。

[法を踏まえて対応すべき主な事項]

- (法第16条) いじめを早期に発見するための定期的な調査の実施
- (法第16条3項) 相談体制の整備
- (法第22条) いじめの防止等の対策のための組織の設置
- (法第28条) 重大事態への対処：事実関係を明確にするための調査
- (法第30条) 重大事態への対処：地方公共団体の長による再調査

2 いじめの定義

「いじめ」を「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

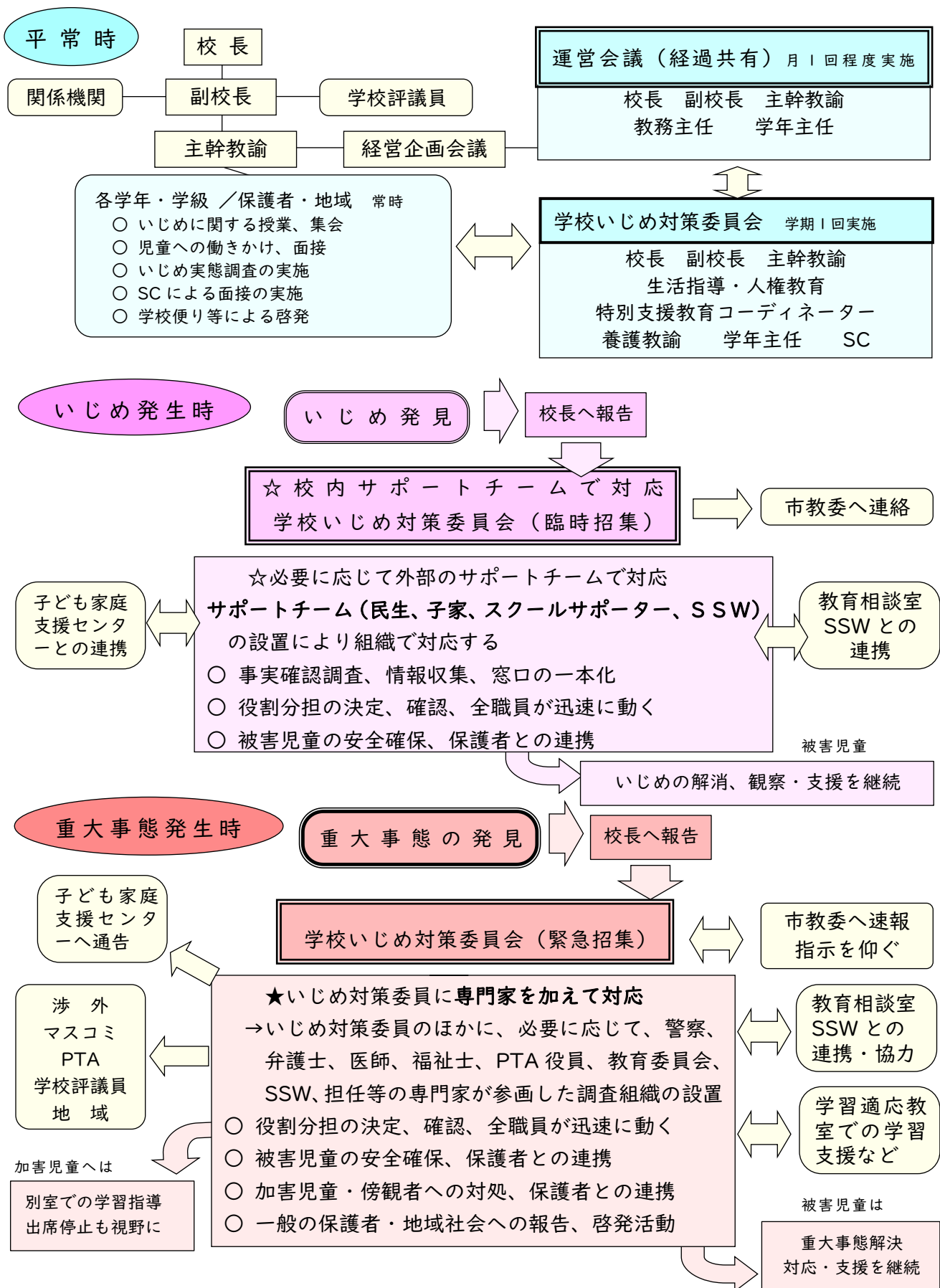
3 いじめ対策の基本方針

- ア いじめは、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組む。
- イ いじめを把握した場合には、速やかな解決に向けて、全校体制で迅速に取り組む。
- ウ 児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取り組む。
- エ いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じて取り組む。

4 いじめ対策の柱

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定（本方針）
- イ 学校いじめ対策委員会及びいじめに関する連絡協議会等の実施
対策委員会（月1回）、連絡会（週1回）、緊急対応チーム（緊急時）
- ウ いじめに関する教員研修の充実：4月、9月、1月
- エ いじめ実態調査の実施：6月、11月、2月
「ふれあいアンケート」
- オ スクールカウンセラーによる面接の実施
5年生5～7月
- カ いじめに関する授業の実施：全学級 道徳の授業等で每学期1回以上実施
- キ 児童による人権集会の開催：6月、11月
- ク いじめ対策実施状況の点検・評価の実施：6月、11月、2月

5 いじめ対策の組織及び相談体制



6 いじめ問題対応の4つのポイント

ポイント1

学校が一丸となって取り組む

～教員の指導力の向上と組織的対応～

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づく個による対応のみならず、学校全体による組織的な対応を進める。

- 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化する。

ポイント2

被害の子供を守る

～子供からの声を確実に受け止め子供を守り通す～

被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害の子供を組織的に守り通す取り組みを徹底する。

- 被害の子供の声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任として子供への積極的な働きかけを行うとともに、スクールカウンセラーによる面接などの取組を実施する。
- 被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、重大事態発生の場合等は、登下校時の付き添いなどを実施する。

ポイント3

周囲の子供に働きかける

～見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくり～

周囲の子供が知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通すとともに、周囲の子供の発信を促すための子供による主体的な取り組みを支援する。

- 勇気をもって伝えた子供を守り通すことを宣言し、登下校時の付き添いなど、いじめから守るための取り組みを、保護者や地域と連携しながら、継続的かつ徹底して行い、周囲の子供の安全を確保する。
- 周囲の子供が「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、10月～11月にいじめの撲滅に向けた代表委員会等による主体的な取り組みを支援する。

ポイント4

社会総がかりで取り組む

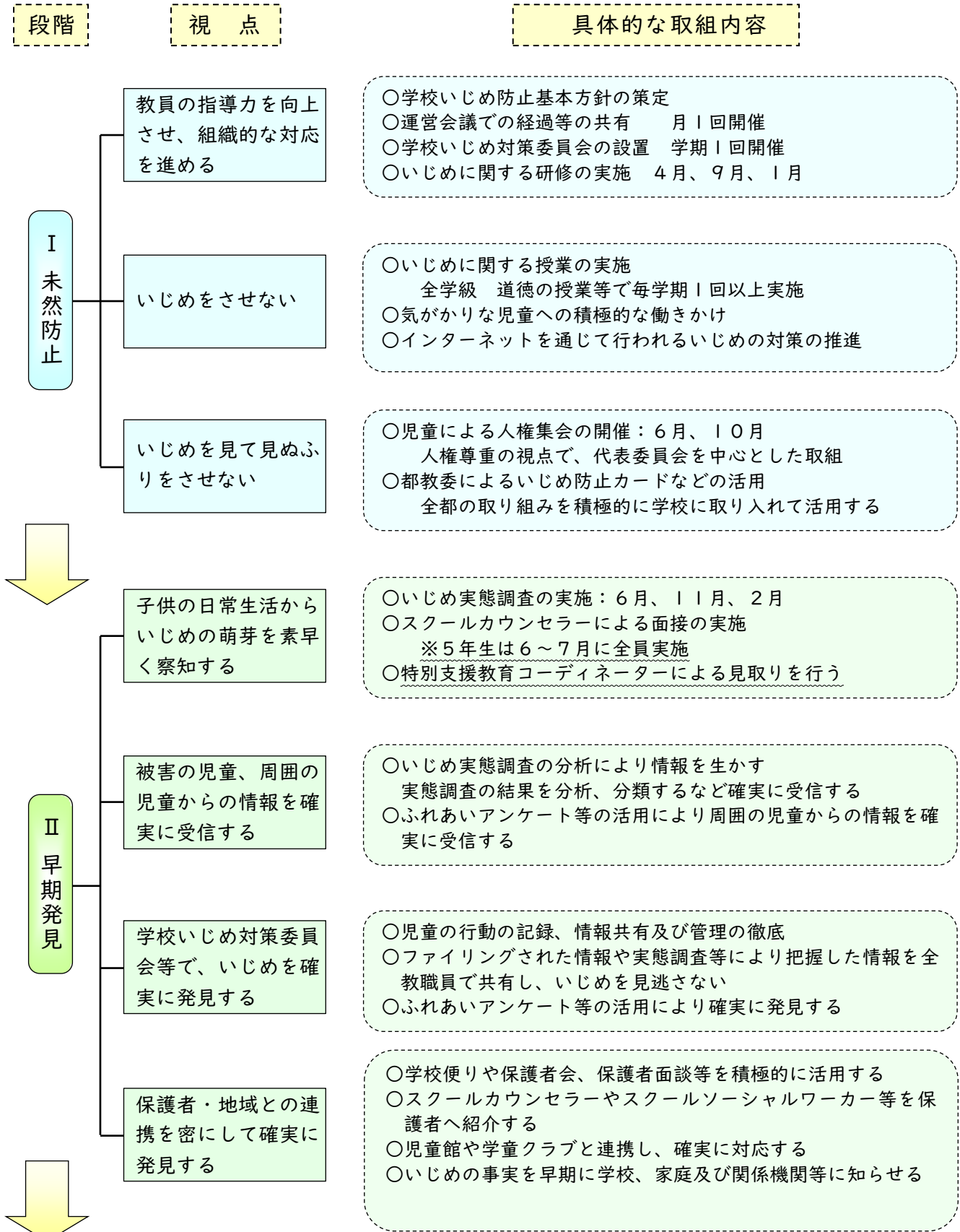
～保護者・地域・関係機関との連携～

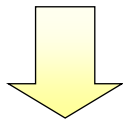
いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携を密にして取り組む。

- 保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子供の見守りを実施する。
- いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を取る。

7 4つの段階に応じた具体的な取組

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」4つの段階で捉え、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を示す。対応に当たっては、前述のポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要である。





Ⅲ 早期対応

学校いじめ対策委員会を中心に対応する

- 把握した情報に基づき、対応方針を策定する
迅速かつ的確に対応できるように方針を明示する
- 教職員の役割分担を明確にして対応する
情報を共有しながら各自が齟齬無く組織で動く

被害の児童、加害の児童、周囲の児童へも対応する

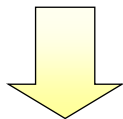
- 被害児童の安全確保を最優先に対応する
- スクールカウンセラー等を活用したケアに努める
- 加害児童に対して組織的・継続的に観察・指導する
- いじめを伝えた児童の安全・安心を確保する

市教育委員会等、関係機関と連携して対応する

- 市教育委員会への報告・連絡・相談を速やかに行う
- 市教育委員会による指導・助言・支援を仰ぎ、対応する
- 市教育相談室等、関係機関の協力を仰ぎ、対応する
- 学校サポートチームを通じて警察・児相等と連携する

保護者・地域との連携を密にして確実に対応する

- 関係する保護者と連絡を取り合い、連携を密にする
正しい情報を共有し、対応方針等の理解を得る。
- 学校外における突発的な事故防止に努める
評議員・地域を活用した登下校時の見守り等を強化する



Ⅳ 重大事態への対応

被害の児童を保護し、心のケアに努める

- 被害児童を、複数の教員によりマンツーマンで保護する
- スクールカウンセラーによる心のケアを実施する
- スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施する
- 適応指導教室への通級等を実施する

加害の児童へ必要な措置の実施と心のケアに努める

- 被害児童とは別室での学習を実施する
- 警察への相談・通報を行う
- 加害児童の懲戒や出席停止等を実施する
- 加害児童とその保護者に対するケアに努める

市教育委員会と連携し、専門機関等との連携を広げる

- 市教育委員会への報告、連携を密にする
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関と連携する
- 都教育委員会のいじめ問題解決支援チームを活用する
- 弁護士等、法の専門家から指導・助言を仰ぐ

保護者・地域との連携を確実にし、緊急対応を実施

- いじめ対策緊急保護者会開催について、保護者と確認
連携を確実にする
- PTA役員・学校評議員と連携を密にし、協働する
- 民生・児童委員等と連携し、家庭・地域と対応する
- マスコミ等へ適切に対応し、個人情報保護に努める

いじめ防止対策推進法に基づく措置を講じる

- 法第28条に基づき、必要な措置を講じる
当該重大事態に係る事実関係を明確にする調査等の実施
- 法第30条に基づき、必要な措置を講じる

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること。
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等の他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

第一章 総則

（いじめの禁止）

四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

17. 学校保健について

(1) 家庭での健康観察について

①具合が悪いときは無理をしないでください。

お子さんの健康状態は、毎朝の顔色に出ています。起きたときの顔色や食欲など注意してみてください。具合が悪いときは学習効果が上がりません。また、登校しても具合が悪くなり、お迎えに来ていただくことになってしまいます。無理をさせないでゆっくり休ませてください。

②登校前の排便の習慣を付けてください。

余裕をもって起こし、朝ご飯をきちんと食べさせてください。食事の後は、もよおさなくてもトイレで頑張ってみる習慣を付けてください。

③学校感染症に感染したら、出席停止になります。

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法で一定の出席停止期間が決められていますが、主治医の指示に従ってください。また、登校再開時に医師に記入してもらった「登校許可書」を御提出ください。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザは、登校再開時に保護者記入の「登校届」を御提出ください。

※提出書類は三小ホームページ、市ホームページからダウンロードできますが、御入用の際は担任にお伝えください。

(2) 学校でのけが・体調不良時の対応

- ・保健室では、学校内で起きたけがや体調不良時の応急手当、健康診断、発育測定、健康相談、保健指導などを行います。
- ・保健室でできるのは当日の応急手当や短時間の経過観察のみです。養護教諭は医師ではないので治療はできません。
- ・内服薬は投与しません。外用薬は学校薬剤師に確認した一般的な消毒薬・湿布薬のみです。
※学校にいる時間に持参した内服薬や外用薬を使用する必要があり、お手伝いが必要な場合は、担任に連絡帳等でお知らせください。
- ・頭痛・腹痛・発熱・気分不快等の症状で来室したときは、1時間程度休養させて様子をみますが、回復しないときや症状がひどくなるときは、保護者の方に連絡をし、お迎えに来ていただいて早退
することを原則とします。
- ・大きなけがや緊急を要するときには、直ちに病院へ移送します。保護者の方にも連絡をし、治療に立ち会っていただきますが、連絡が付かない場合は学校の判断で病院へ連れて行きます。
※健康調査票に必ず緊急連絡先（迎えに来られる方）とかかりつけ医療機関を記入してください。

緊急連絡先を明確に記入してください。《健康調査票に記入》

- ・お仕事をされている方は、勤務先もしくは、勤務中に連絡の付く電話番号を記入してください。（短期間の場合でも必ず記入してください。）
 - ・自宅以外に、保護者の方と必ず連絡の付く電話番号を記入してください。（できるだけ2か所以上、連絡してほしい順に記入してください。）
 - ・用事などで長時間留守にするときは、連絡場所や連絡先がお子さんに分かるようにしておいてください（可能であれば連絡帳に書いてください）。
- ※勤務先や緊急連絡先が変更になったときは、必ず、早めに担任にお知らせください。

(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

独立行政法人日本スポーツ振興センターとは、**学校管理下**（下記参照）における児童の災害にかかった医療費の給付が受けられる、一種の災害保険制度です。保護者は一時、病院の請求額を支払うこととなりますが、手続きをすることにより後日給付金が支給されます（医療機関に支払った金額+お見舞金(総医療費の1割程度)）。ただし、総医療費が5,000円以上、医療機関への支払いが1,500円以上のものに限ります。

※学校管理下で起きた事故により負傷した場合は、親・子医療証は使用せず、いったん3割の自己負担分をお支払いください。

※総医療費が5,000円(医療機関への支払いが1,500円)に満たない場合は、通常通りに親・子医療証を使用して支払いをしてください。

※給付金は学校徴収金の引き落とし口座（ゆうちょ銀行）に振り込みます。（手数料(¥100)がかかりますので、手数料を引いた金額を振り込みます。）

※詳細は養護教諭にお問い合わせください。

【学校管理下の範囲】

- ・通常の通学路において登下校時に事故にあったとき。（下校時の学童クラブへの移動も含む。）
※ただし、学童クラブから自宅への移動時の事故については学童保育の保険から給付金が出ます。
- ・授業や休み時間など、校内において事故にあったとき。
- ・遠足・社会科見学・移動教室等の校外学習において事故にあったとき。
- ・眼鏡の破損については保険の対象外ですので、各御家庭で御対応をお願いいたします。

※下校後に再び学校へ来た場合や、登下校中に通学路以外で遊んだこと等が原因でけがをした場合は対象になりません。また、交通事故等で他から損害賠償を受けた場合も対象になりません。

(4) その他

①健康調査票を年度始め(新入生は入学式)に配布いたしますので病気・既往症・体質など、学校に伝えておきたいことを記入してください。

※お子さんの健康面・心理面等で特別な配慮が必要な場合や、学校に伝えておきたいことがある場合には、以下まで御連絡ください。

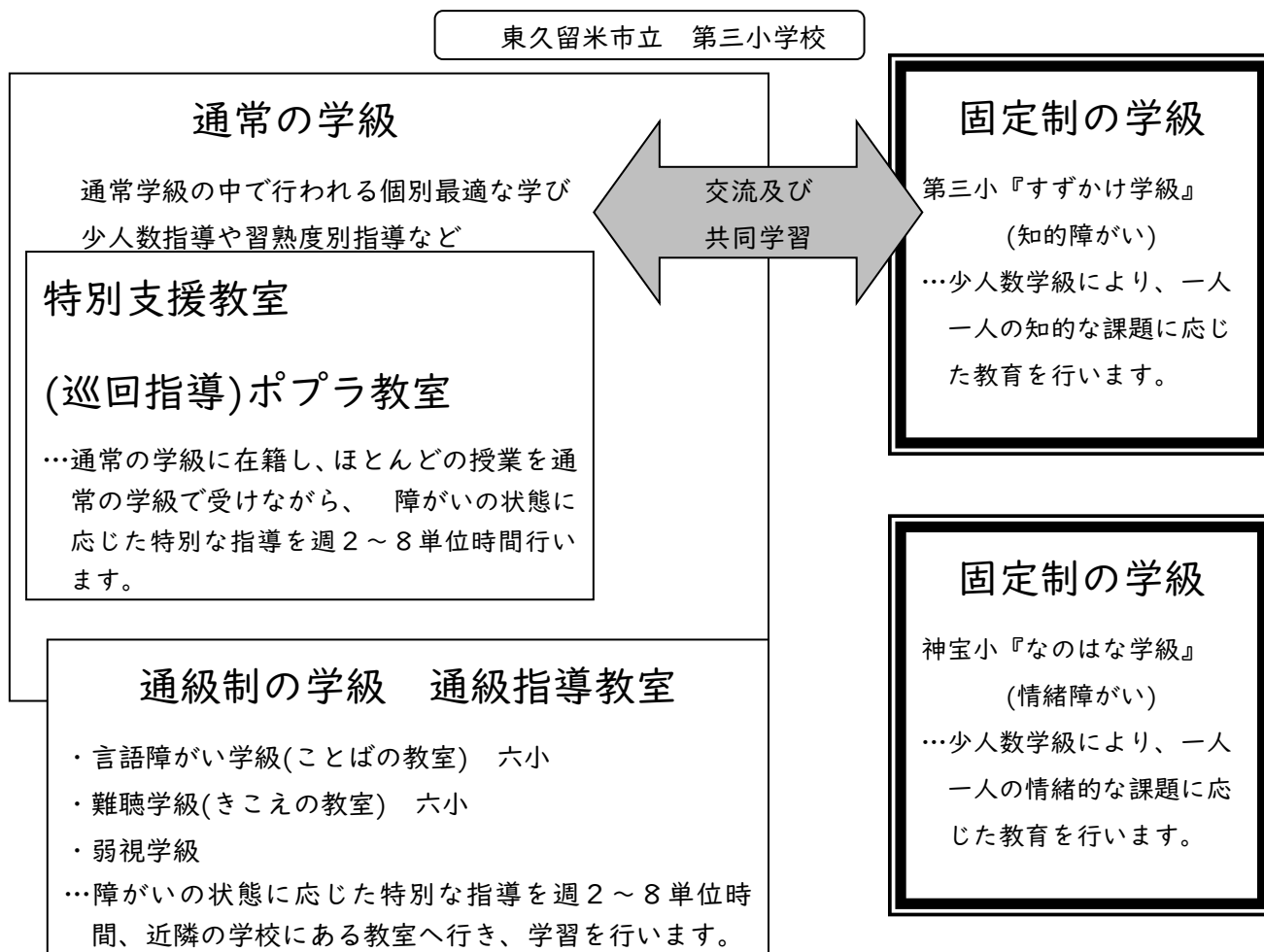
連絡先：第三小学校 042-471-0104

②下着を汚した場合は、保健室に用意してある未使用の下着を使用します。学校には、未使用のもので同じサイズの下着をお返しください。下着以外（服、ズボン、くつした等）は、ご家庭で洗濯してお返しく

18. 特別支援教育について

1 特別支援教育とは

子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育のことを言います。現在は、より多くの子供に対応できるように、多様な教育の場が保障されています。東久留米市立第三小学校の子供についても、同様であり、次のように支援を行っています。



2 固定制の学級について

(1) すずかけ学級 (知的固定)

<教育内容について>

在籍する児童に合わせたすずかけ学級独自のカリキュラム(教育課程)があり、それに基づいて学習しています。体験的活動や、日常生活と関連付けて学習する場面を多く設定しており、三小の行事の他にも、市内の特別支援学級4校との連合行事にも参加をしています。

国語や算数、図画工作等の教科については、少人数(児童8名につき1学級程度)に対して、教員1名と介助員の指導を中心としています。教科や内容によっては、その特性や発達段階を考慮して、グループを組んだり、全員で学習を進めたりもしています。

<交流及び共同学習について>

『東久留米市立第三小学校』の一員として、他の学級の友達と共に、学校を送ります。参加の仕方は様々ですが、次ページのようなものがあります。

<交流について>生活

○行事交流

- ・始業式や終業式
- ・入学式や卒業式
- ・学習発表会（体育）（図画工作）（音楽）
- ・遠足や校外学習(社会科見学など)等
- ・なかよし班活動（たてわり班）

○その他

- ・全校昼会や集会活動
- ・給食交流
- ・教科学習(体育や図画工作、総合的な学習の時間など)
- ・学年で実施する出前授業等

交流をする中で、同じ学年の友達として、共にかけがえのない存在であり、共に社会で生きる仲間であることを実感しながら、学び合っしてほしいと思っています。

<<すずかけ学級の場所>>

図画工作の作品や作文などを廊下に掲示しますので、ぜひ御覧ください。

体育館への渡り廊下	階段	シャワー室 トイレ	プレイルーム		家庭科準備室	家庭科室
	すずかけ 4組	すずかけ 1組	すずかけ 職員室	すずかけ 2組	すずかけ 3組	西昇降口

(2) 神宝小学校なのはな学級について（情緒固定）

<教育内容について>

学級で情緒の安定を図り、自己表現力、自己肯定感を育成します。自分の欲求や思いを伝えたり、相手の立場や考えを推測したりするような活動を通して、「心理的な安定」「人間関係の形成」「コミュニケーション力」の向上を図ります。通常学級との交流及び共同学習を積み重ね、通常学級の学級への在籍を目指していきます。

<なのはな学級>

電話番号 042-472-7100

3 ポプラ教室（特別支援教室）とは



ポプラ教室（特別支援教室）



○お子さんに、次のようなことはありませんか？

- ・自分の気持ちを言葉で表現することが苦手
- ・自分のことばかり話してしまい、止められなくなる
- ・落ち着きがない
- ・大事な予定を忘れてたり、忘れ物をしたりする
- ・物の管理や整理整頓が苦手
- ・作文や漢字の書き取り、宿題に時間がかかる
- ・文字の読み書きが苦手
- ・体の動かし方がぎこちない
- ・予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になる。

1. どんな子が対象になるの？

知的発達に遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加でき、上記のような様子が見られるため、一部特別な指導を必要とするお子さんが対象です。

2. 『ポプラ教室』とは？

教科学習の補充ではありません。お子さんの障がいや特性による学習上・生活上の困難さの改善や、克服を目的とした自立活動の指導を行います。

在籍学級から校内の特別支援教室へ移動して、お子さんの特性に合わせた指導を週に2時間程度行います。

在籍学級におけるつまづきへの支援・指導の工夫が進むことで、有意義な学校生活を送ることができるようになることを目指しています。

指導期間は原則1年間です。それぞれお子さんの学習上等の困難さに応じて設定した指導目標が達成できたかを振り返ります。指導目標が達成できない場合は、適切な支援のあり方について検討します。

同様の指導目標で1年間指導を延長する場合があります。

3. 『ポプラ教室』では、どんな指導をしているの？

例) 友達と一緒に、活動や学習を楽しみながら、友達との関わり方や、その場に応じた言葉のやりとりなど生活に役立つルール等を学びます。



例) 体を動かすことで、体幹を高めたり情緒の安定を図ったりします。

例) 自分に合った学習方法について学びます。

4. 『ポプラ教室』の利用について

- ① 学級担任・特別支援教育コーディネーターに相談
- ② 巡回指導教員(ポプラ教室教員)や臨床心理士が観察
- ③ 校内委員会で相談
- ④ 入室申請書の提出
- ⑤ 市の特別支援教室 利用判定会で検討



利用開始

※入室に至るまで時間を要することがあります。
※入室審査の結果、利用が認められないこともあります。

連絡先

東久留米市立第一小学校（拠点校）	TEL 042-471-0014
東久留米市立第三小学校（巡回校）	TEL 042-471-0104
東久留米市立小山小学校（巡回校）	TEL 042-474-1691

4 第六小学校 ことばの教室・きこえの教室について

<教育内容について>

「発音に誤りがある。」

「話し言葉がはっきりしない。」

「言葉を繰り返したり、引き伸ばしたり、つまったりする。」

「読んだり書いたりすることが苦手である。」

「言葉で理解したり、表現したりすることが苦手である。」

「聴力に低下に伴って、聞くことや話すことがうまくいかない。」

などの、ことばときこえの問題の改善を図ります。

人とやり取りをすることばの力を育て、学校生活における人との関わりに喜びがもてるようにします。難聴のあるお子さんには、聴力を検査して状態を見守ると共に、自分のきこえを最大限に活用しながら言語力を高め、コミュニケーション力を高める指導を行います。個別の指導が中心で、必要に応じてグループ指導も行います。

電話番号 042-477-8891

5 就学相談とは

東久留米市教育委員会では、お子さんが小・中学校へ入学するにあたり、体や心などの発達に心配があるお子さんの就学相談を行っています。お子さんの立場に立って、お子さん一人一人の可能性を最大限に伸ばすために、どのような教育の場がふさわしいのか、一人一人のライフステージを見通して相談をします。

(1) 対象

- 市内に住所を有し、来年度小・中学校に入学するお子さんと保護者で次のいずれかに当てはまる方
- ・お子さんの発達の特性や状態から就学先の相談を希望している方
 - ・お子さんが特別支援学校、特別支援学級への就学や、特別支援教室の利用などをお考えの方
 - ・市立学校への就学をお考えで、疾患があるなど特別な配慮を要する方

※市立学校への就学をご希望で医療的ケアが必要な方、または都立特別支援学校への就学を希望する方は早めの手続きが必要となりますので、7月末までにお申し込みください。

(2) 申込期間・方法

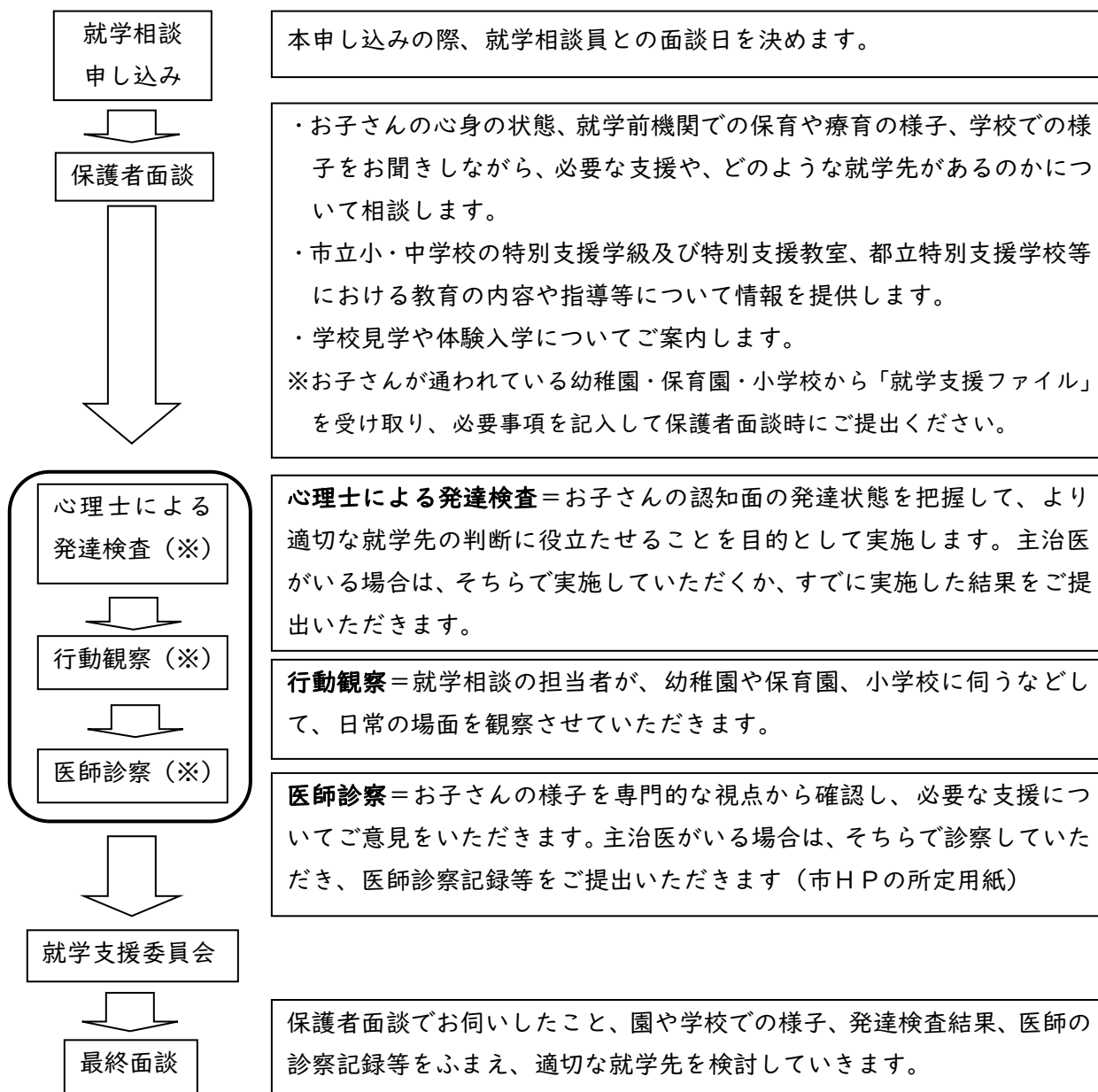
期間：5月の中旬～10月下旬（年度によって日が変わります）

※就学相談は、一連の手続きに期間を要しますので、早めのお申し込みをお願いします。

方法：市教育委員会指導室特別支援教育係（市役所6階）にお申し込みください。

詳細は、4月下旬頃に新1年生と6年生に配布するご案内でご確認ください。

(3) 就学相談の基本的な流れ (概要)



(※) は、ケースにより順番等が変動する場合があります。

- 就学支援委員会判定結果報告保護者面談において、同委員会の判定と保護者の意向が一致しない場合は、その意向を尊重しつつ、必要に応じて、再度、学校見学や体験等を行い、改めて相談を行います。
- 都立特別支援学校の「入学通知書」は、東京都教育委員会より発送されます。

19. 教育相談について

本校では、児童一人一人が安心して学校生活を送れるよう、教育相談を大切にしています。

教育相談とは、学習や友達関係、学校生活の中で感じている不安や悩みについて、教員が丁寧に話を聴き、お子さんの気持ちを受け止めながら支援する取組です。

日々の学校生活の中で、小さな困りごとや心の揺れが見られることもあります。教育相談では、そのようなサインを早めに受け止め、問題が大きくなる前に対応することを大切にしています。また、相談を通して、児童が自分の気持ちを言葉にし、自分で考え、解決しようとする力を育てていきます。

必要に応じて、保護者の皆様と情報を共有しながら、担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどが連携し、学校全体でお子さんを支えています。

どうぞご家庭でも、お子さんの様子で気になることがありましたら、遠慮なく学校へご相談ください。

○教育相談（個人面談）について

- ・夏休み中：全ご家庭の保護者対象
- ・年 間：希望者対象

本校では、年間を通じて教育相談の随時受付をしています。面談者は学級担任に限らず、内容に応じて学年主任、特別支援教育コーディネーター、管理職等が同席や担当させていただくことも可能です。何か相談事がありましたら、学校までご連絡ください。連絡方法は、連絡帳でもお電話でも構いません。

また、必要に応じて学校から個別に教育相談（個人面談）のご案内をさせていただく場合もございます。お子様のために学校ができることや、ご家庭と連携して取り組む内容等を一緒に考える機会と捉えていただき、可能な限り日程の調整にご協力いただけると幸いです。

〈スクールカウンセラーとの面談について〉

勤 務 曜 日：金曜日（令和7年度）

受 付 時 間：8：30～16：00（1回45分程度まで）

予 約 方 法：①担任経由で申し込む。②直接電話で申し込む。

相談室直通 TEL：042-472-1320

※留守番電話機能が付きました。予約は電話で入れることができます。

守秘義務について：スクールカウンセラーは基本的に秘密を守ります。しかし自傷他害など心身の安全に関する情報については、「集団による守秘義務」という観点で教職員と共有します。その際は相談者にどの内容をどのように伝えるかを事前にお伝えします。

<不登校・登校に不安のある児童への支援について>

本校では、不登校や登校に不安を感じている児童一人一人の状況に寄り添い、安心して過ごし、学びを続けられるよう、継続的な支援を行っています。

1 定期的な連絡について

お子さんの様子を把握するため、定期的にご家庭と連絡を取らせていただきます。

連絡の方法や頻度は、お子様の状況に応じて、プリントの受け渡し、電話など相談しながら決めていきます。

また、お子さんの安全確認のため、少なくとも月に1回程度、お子さんの様子を直接確認させていただきます。担任だけでなく、スクールソーシャルワーカー（SSW）や校内の支援担当、フリースクール等の関係機関が確認を行う場合もあります。

なお、欠席の連絡がなく、学校からの連絡も取れない状況が続く場合には、法令に基づき、教育委員会へ状況を報告する必要があります。これはお子さんの安全と学びを守るための大切な手続きですので、ご理解をお願いいたします。

2 定期的な面談について

担任を中心に、保護者の方との定期的な面談を行い、お子様の現状や今後の支援の方向性について共有します。面談の時期や回数（月1回、数か月に1回、学期末など）や参加者については、お子さんの状況に応じて柔軟に決めていきます。

3 記録の作成と情報共有

学校では、お子さんへの支援内容や経過を記録し、必要に応じて校内の関係職員で共有します。これにより、継続的で一貫した支援が行えるようにしています。

4 スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）との連携

登校が可能な場合には、保護者・お子さんの同意を得たうえで、スクールカウンセラーとの面談を定期的に行うことがあります。登校が難しい場合には、スクールソーシャルワーカーを紹介し、家庭や関係機関とつなぐ支援を行います。

5 校外の学びの場について

学校への登校が難しい場合でも、適応指導教室（スマイル・ステップ）など、学校以外の学びの場があります。

これらについては、校内で十分に検討したうえで、担任や管理職、SC・SSWなど、状況に応じた担当者から保護者の方へご案内する場合があります。

20. 三小のせいかつときまり

登校するとき

- ・ 8時15分から8時20分の間に登校します。
- ・ 登下校の時には、校帽をかぶります。
- ・ 通学路を通って登校します。
- ・ 歩くときは、道路に広がりません。
- ・ 忘れ物は、取りに帰りません。

学校に着いたら

- ・ 先生や友達に会ったら、元気にあいさつをしましょう。
- ・ 授業の始まりまでに、自分の席に着きましょう。
- ・ 自分の持ち物に、しっかり名前を書きましょう。
- 勉強に必要なものは、学校に持ってきて
せん。学習用具もできるだけシンプルな
ものにしましょう。
- ・ ろうかや階段は、右側を静かに歩きましょう。
- ・ 給食の時間は、学習机にランチクロスをしき、食事の環境をつくりましょう。

- ・ 色ペンや、ボールペンなどは、基本的に持ってきません。(担当の先生の指示で、授業に必要なときだけは使用できます。)
- ・ シャーペン、ねり消しを持ってきません。
- ・ キーホルダーは、ランドセルやふでばこにつけません。
- ・ リップクリームやハンドクリームを利用する場合は、においや色のついていないものにします。使う場合は、おうちの人から連絡帳で連絡をお願いします。
- ・ ヘアカラー、パーマ、ピアス、ミサシガ、おけしよなどとはしません。
- ・ ハンカチなどはポケットに入れます。移動ポケットを使うときには、安全面を考慮、ウエストにつけるタイプを利用するようにしましょう。
- ・ マフラーやネックウォーマー、手ぶくろ、ジャンパーは登校したらはずしてしまいましょう。学校内では、着用しません。カイロをもってきた場合はポケットから出しません。

休み時間

- ・ 天気の良い日は、外で元気に遊びましょう。休み時間が終わったら、手洗い・うがいをしてから教室にもどりましょう。
- ・ 外遊びができない日は、室内で静かにすごしましょう。体育館での学年遊びについては、遊びの内容や遊び方などを事前に話し合っておきましょう。体育館に移動するときには学年の先生と一緒に行きましょう。
- ・ うら庭、ろうか、階段、特別教室、準備室、トイレ、屋上、ベランダ、体育館裏、校庭の昇降口付近、水飲み場付近では遊びません。
- ・ 一階教室前のコンクリートのたたきから花壇の内側までは遊びません。
- ・ 子供だけで、特別教室、準備室、ベランダ、屋上には行きません。

- ・中休みは、サッカーやボールけりはできません。昼休みはサッカーゴール割り当て学年のみ、サッカーゴールに向かってサッカーやボールけりをすることができます。ボールは中央倉庫に置いてあるものを使います。サッカーゴールを利用できる学年は曜日ごとに決まっています。サッカーゴールの利用割り当て表を確認しましょう。

帰るとき

- ・授業が終わったら、すみやかに下校しましょう。
- ・通学路を~~通~~って下校しましょう。
- ・子供だけで遠出をしたり、ゲームセンターに行ったりしません。
- ・インターネットやSNSを使うときは、ルールやマナーを守りましょう。
- ・帰宅後、学校に忘れ物を取りに来ません。どうしても必要な場合は、保護者の方と一緒に来校し、受付で声を掛け、来校名簿に名前を記入します。

※遅刻・欠席をするときは、当日の朝8時00分までに「東久留米市LINE公式アカウント」で連絡してください。

※あらかじめわかっている休みのときも事前に「東久留米市LINE公式アカウント」で連絡できます。欠席の理由は備考欄にご入力ください。

※体育を見学するときは、連絡帳で知らせてください。

※遅刻や早退をする場合は、保護者の付きそいをお願いします。

